
令和2年 第4回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和2年12月7日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和2年12月7日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 庭田 英明 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 桑原 三平 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 藤升 正夫 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
 2. 庭田 英明 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 桑原 三平 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 藤升 正夫 議員

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 桑原 三平君 | 2 番 三浦 浩明君 |
| 3 番 桜下 善博君 | 4 番 松蔭 茂君 |
| 5 番 中田 元君 | 6 番 大多和安一君 |
| 7 番 河村 隆行君 | 8 番 大庭 澄人君 |
| 9 番 河村由美子君 | 10 番 庭田 英明君 |
| 11 番 藤升 正夫君 | 12 番 安永 友行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	栩木 昭典君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	山根 徳政君		

午前 9 時 01 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1 番目の通告者、3 番、桜下議員の発言を許します。3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） おはようございます。3 番、桜下でございます。このたび 6 点通告をしておりましたが、4 点目の地域商社の設立についてという質問につきましては、同僚議員との重複がありますので、最初から質問を取り下げます。

残りの質問につきましては、順次質問をしてまいります。時間の都合で次回に回すことも予定しております。

それでは、早速 1 問目の質問に移ります。

ウンカ被害農家への支援についてということで質問させていただきます。

今年の秋は、町内でも類を見ないウンカの被害が発生をし、甚大な影響を農家の皆さんは受けております。島根県の作況指数は既に報道されておりますが、ほぼ例年どおりの 99 ということですが、お隣の山口県では過去最低の 73 という作況指数が出ております。新聞の報道によりますと、自分の家で食べる米もない、よそから買わなくてはならないという農家も多数発生

をしております。

町内の農家も、なかなか被害を把握するには難しかったんですが、恐らくJ Aに出荷の予約をしているにもかかわらず、その予定の数も取れなかったというような農家もあるというふうに聞いております。

なかなかこの数字を把握するには、非常に困難がありましたが、町内の農家はいろんな野菜とか米もありますが、含めまして令和2年度の島根県のデータブックを見ますと、吉賀町の農家は835戸あります。そのうちの稲作をしている農家が、これは2015年の農業センサスの数字なんです、余り変わっていないと思うんですが、451戸の方が米を作っておられます。

それで、これも2015年の農業センサスの数字ですが、吉賀町の米の出荷額が約5億円というふうにデータが出ておりまして、吉賀町の農業生産物の中でも本当に重要な米の生産となっております。

今年のウンカ被害をいろいろ調べましたが、なかなかJ Aに行きましても、J Aに出荷を予約している農家につきましての数字は分かりますが、そのほかについては分からないということで、いろいろ調べましたが、島根県農業共済組合、いわゆるNOSA Iという組織がありますが、被害が出たときに保険を申請するというNOSA I石西支所が益田にありますが、そこでちょっと調べましたが、835戸のうちこのNOSA Iに加入している農家は465戸、令和2年現在加入されております約2,260筆でございます。

そのうち、ウンカも含む被害なんです、ウンカが特に主な被害なんです、468戸のうち47戸の農家の方がウンカの被害ということでNOSA Iのほうに共済を申請しております。面積でいきますと、約2,305.3アールでございます。

まだ調べますと、この益田市、津和野町、吉賀町で、このウンカの被害が5,174.1アールということでございますが、そのうちの2,156アール、つまり益田市、津和野町、吉賀町でウンカ被害の約40%が吉賀町のウンカの被害であります。いかにこのウンカが吉賀町の農家にとって甚大に被害を与えたかということが、この数値を見ても分かります。

共済の支払金額を見ましても、去年の4倍、5倍共済が金額を支払うということであります。島根県農業共済組合の石西支所においても、吉賀町のウンカの被害というのは、過去に例を見ない最高の被害であったということを認識をされております。

ただ、益田地方であり被害が出なかったということで、吉賀町のウンカ被害につきまして、正直言いまして益田地区の方はほとんど認識がないというか、非常に楽観視をしておりますが、このNOSA Iの数値を見ましても、吉賀町のウンカ被害がいかに大きかったかということを物語っております。

この原因につきましては、既に報道をされておりますが、梅雨の時期の偏西風によってウンカ

が中国大陸より飛来をしたと。被害の大きな原因は、早くから予防すれば防げたんですが、昨年に比べて予想外の速さでウンカ被害が広がっていったもので、予防が遅れたためにこれだけの甚大な被害が発生しております。

これは天災でない被害ですので、なかなか農家の皆さんに対しまして支援ということは非常に難しいとは思いますが、このウンカの被害による農家に対する支援につきまして町長の考えと、また産業課のほうでどれだけ被害を把握しておられるかをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、桜下議員 1 点目でございます。ウンカ被害農家への支援についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、被害状況についてでございます。トビイロウンカによります水稻被害につきましては、令和元年に引き続き令和 2 年、本年も町内圃場で発生をいたしました。特に、ことしは県内他地域では大きな被害が生じていない中ではありますが、被害の大きい山口県と隣接する当町では、大きな被害が発生したところでございます。

先ほども御紹介がございましたような状況でございまして、被害を受けた生産者の皆様におかれましては、経営的にも、そして精神的には大変辛い思いをされておるのではないかというふうに察するところでございます。

今年は、昨年よりも早い段階で成幼虫が多いことが確認され、8 月 17 日から 9 月 4 日までにかけまして告知放送やテロップ放送で注意喚起もしたところでございます。

トビイロウンカ被害の対策は、防除と早期の刈り取りとなります。順次刈り取りが進む中で、被害状況を把握することは難しいのが現実でございます。

町といたしまして、先ほども議員のほうからもありましたが、島根県農業共済組合のほうへ状況の把握等をしておるところでございます。その状況についてでございますが、町内でウンカに関わる被害申告をされた農家が 47 件、対象筆、筆数でございますが、これが 145 筆、そして申告面積は約 23 ヘクタールというふうな状況でございます。

主食用米は 3 割、それから飼料用米につきましては 5 割を超えた被害が、この支払いの対象となるということでございまして、調査をさせていただいた段階で、その面積は約 14 ヘクタールというふうに報告を受け、確認をしているところでございます。

それから、そうしたことに対しての支援についてでございます。トビイロウンカによる水稻被害は、防除や早期の刈り取りで被害を抑えることとなります。注意情報を受け防除を行った農家もあれば、防除を実施しなかった農家もございます。

また、水稻共済に関しましても、加入しておられる農家、加入しておられない農家がおられる

わけございまして、被害の実態を把握することは大変困難な状況でございます。

そうした中で、農業共済組合のほうへまずはということで、状況の確認もさせていただいたという状況でございます。

こうした中、町として被害に対する支援を行うということは、一つは先ほど申し上げましたが、適切な管理をされた方や補償制度を活用している方との公平性の点、もう一つは被害実態の把握が困難な点から、現段階におきましては、非常に難しい問題ではないかというふうに考えております。

ただ、私もそんな考えに至っておりますが、つい最近の情報といたしまして、お隣の山口県非常に被害が大きいということもあって、特にその中でも被害の大きかった山口県の西部、長門市、それから下関市、さらには美祢市、この3つの自治体が支援制度を創設したというような情報が、喫緊のところで新聞の報道もありました。

ということでありますので、今産業課が窓口でございますが、その情報の収集をしながら、できる、できないかは別といたしまして、そうしたところの検討をさせていただきたいということでございます。

今申し上げました3つの自治体は基本的には、あくまで主食用米、それから酒米、飼料用米もはじめ、それぞれの反当に応じた支援をするということでございまして、長門市の場合で申し上げますと、主食用米、あるいは酒米の場合は、反当たり3,000円、それから飼料用米ですと1,000円と、こうした単価でございます。

ただ、これはあくまで防除をしたか、しないか、あるいは共済に加入したかどうか、これには関わらず、いわゆるその吉賀町にもあります細目書、こちらのほうで該当になる方を支援をするということでございます。同じような形で下関市、それから美祢市も単価こそ違いますが、同じような考え方で支援をするということ。

それから、山口県当局におかれましても、これは今申し上げたような支援の内容とは別に、来年の種子を購入される農家さんに対して支援をするということでございます。

ただ、これも一番新しい報道といたしますが、情報によりますと、あくまで事業主体がJAでございますので、JAからの種子の購入に限定をしてということですから、ほかのところから種子を購入する場合は、そうした支援がないということでございます。

ですから、先行する自治体、県も含めて幾らか支援の動きがございます。いろいろそうした状況を検討させていただいて、産業課のほうで地元の農家さん、町内の農家さんのほうからいろいろ御意見も今頂いているようでございますので、そうしたところを精査させていただいて、検討させていただきたいということでございます。

そうしたことでございますが、一方では水稻に限らず、農業経営の安定に向けては、農業経営

収入保険や水稻共済といった補償対策が制度化されております。町といたしましても、こうした制度の活用を推進していくこと、これを重要な課題として投げかけをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今町長が持っておられる資料と私が持っている資料は、全く同じでございますので、数字の差異はありませんが、ただ吉賀町の835戸のうち、このNOSA Iに加入されている方は468戸で、約半分であります。法人の皆様はNOSA Iに加入されておられない方、農家が多くありますので、実際には今報告した数字よりも、本当はこの倍ぐらいいくんじゃないかと思っております。

NOSA Iにつきましても、法人の方の被害状況は全く分からないということで、今の町長が申されました数字には入っておりませんので、もっともっと甚大な被害が出ているものと思われる。

天災ではありませんので、支援については厳しいと思うんですが、検討するということなのでよろしくお願いします。

それでは、2点目の銀行の合理化についてということで質問させていただきます。

いろいろお許しも頂きましたので、実名を上げさせていただきますが、山陰合同銀行様が来年のたしか2月8日だったと思うんですが、支店から出張所に六日市支店をするということが発表になりました。

このことは非常に大きい問題でありまして、今まで銀行は支店であるということが本当に大きな存在でありました。これが私は今合理化と言いましたが、これは私の思いであります。山陰合同銀行様が吉賀町の未来は非常に厳しいという予想をされまして、支店から出張所へいわゆる格下げにしたと、至ったのではないかと、これは私の勝手な予想であります。私はそう思っております。

そうでないと、これだけ立地企業も多い、農業生産も多い、人口もようやく明るい見通しが出た時点で、支店から出張所へのいわゆる格下げというのは、要するに銀行様のほうが吉賀町の未来は非常に暗いんだと、そういう烙印を押したのではないかと、私は勝手に思っておりますが、それはいろんな意見がありますが、これは私の私見であります。

町長にお伺いしますが、やはり人口の増大、町の発展のためには、やはり企業誘致、これは欠かせないものがあります。その中で支店から出張所への格下げということが、この企業誘致における影響、また現在町内で稼働されておられます県外からの企業、あるいは町内の今頑張っておられます商工業のほうの影響について、町長にお伺いします。

また、これは民間のことではありますので、行政がどうこう言いませんが、この格下げについて

対応する策があれば、町長の考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の銀行の合理化についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

山陰合同銀行六日市支店様が2021年2月8日から出張所に変更されるということが、先般報道発表されました。

まず1点目の、今後の企業誘致に対する影響はということでお答えをさせていただくわけですが、あくまでも企業誘致という観点に限定をして申し上げたいと思いますが、想定される影響といたしましては、企業への金銭的な支援や顧客先との連携など、懸念される事項はあるわけですが、これまでににおいても、地元金融機関の存在が立地の判断に影響したということは確認をされていないということから、今後の企業誘致に対する影響は、当然ゼロではないわけですが、少ないのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、企業が優先する条件などは様々でありますので、ケース・バイ・ケースでの判断になると考えております。

また、既に立地している誘致企業に先般ヒアリングも全て行ったところでございます。その結果におきましては、本社所在地の金融機関との取引が主であることや、それからオンライン融資などの模索を行っているということもあり、たちまち大きな影響はないのではないかとこのような御回答なりでございました。

2点目の町内の企業、商工業に対する影響、対策はということでございます。

最近になりまして、新型コロナウイルス感染症が再び急拡大をしております、第3波とも呼ばれている状況の中、町内の事業者におかれても大変厳しい経営をされているところでございます。

今回の出張所への変更に関しても、経営の影響など不安はお持ちかと当然思っているところでございます。出張所に変更されると職員が減り、融資事務ができなくなるとのお話もお聞きいたしましたので、六日市支店に問合せをさせていただいたところでございます。

現段階では、常駐職員を配置するか、受付窓口のみ設置して、津和野支店に持ち帰って対処するかなど、銀行内部で検討中のご様子でございまして、具体的なことは現段階ではお示しすることはできないが、なるべくお客様に不便が生じないように準備を進めていくというような回答を頂いたところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 次の質問のこともありまして、このことにつきましては、これで置きます。

それでは、今回私が質問を用意しております中で一番の重要な質問と思っておりますが、3点目の六日市病院の公設民営化に向けてということで質問させていただきます。

この後も、同僚議員が何人も同じような質問をされると思いますが、私は私なりに少し突っ込んだ質問を4点させていただきます。

まず1点目は、支援ですね。現在第4次財政支援と第3次緊急支援、そして町独自の支援を昨年度は2億4,000万円、今年度は2億1,000万円で、一応計画としては今年度で終わりというふうになっておりますが、この支援をするに当たり、委員会でも採択をしましたが、その採択の条件の中に病院様のほうへ経営改善計画書の提出を求めておりました。その中身について、全く議会のほうに示されておきませんので、まず1点目が、この支援の条件であります病院様がつくりました経営改善計画書は、実際に提出をされているのか。また、その計画書の中身についてお聞きします。

2点目は、公設民営化移行の条件として、町長も答弁を何度もされておりますが、収支のバランス、これが県から示されたということは、国からも同様であると思いますが、県から示された公設民営化移行への条件の一つとして、収支のバランスが取れているか、また取れるか、それが必要とされておりますが、今年度の見通しであります、この収支のバランスにつきましてお聞きします。

そして、3点目は、前回の私の質問で今後の病院に対する支援についてはどうなるのかというふうな質問をしましたが、町長は2030年度までに中期財政計画を立てているが、その中で病院に対する支援は盛り込んでいるという答弁をされました。

実際には、先ほど言いましたように、第4次の財政支援、また第3次の緊急支援、そして町独自の施設整備改修等の資金であります、その支援が今年度で終わりますが、この中期財政計画に盛り込まれている具体的な支援につきまして、現段階で報告できるものがあればお聞きします。

それと、第4点が、これが本当に深刻な問題であります、町長があり方検討会議で令和4年4月以降、公設民営化に移行する方針ということで、現在時期については決定ではないんですが、方針ということであり方検討会議で協議をしているということ、再三述べられております。

同僚議員からも、この協議内容について質問がたびたび出ております。私も何度もしましたが、町長は専門部会等で現在協議をしているということで、なかなか詳しい中身の報告がありません。唯一、この一般質問で同僚議員も含めた質問で、中身について町長から現段階はこうであるという報告がありますが、そのほかのあり方検討会議の正式な中間報告は一切ありません。

コロナ禍の関係で、会議が開かれていないのではないかという予想もありますが、その中でも松江のほうに行ったという話も聞いておりますが、やはりこれだけ重要な大きな問題でありますので、なければいいですから、やはり正式にあり方検討会議の公設民営化移行に向けた中

身について、議会に報告があるべきだと私は思います。

残念ながら今までありませんので、今質問をしておりますが、その中で一番今までは財政支援のことにつきまして意見を述べさせていただきましたが、また、2030年度まではするんだということを盛り込んでいるということですが、実は財政支援以上に、一番深刻な問題が看護師不足であります。

私は、再三この一般質問で六日市学園の閉校による一番の課題として、看護師が減るということについて、対策はどうするのかということを再三質問しておりますが、町は町でいろんな対策を打っているということを今まで聞いておりますが、実は今回私が病院の関係者、あるいは今までの資料をいろいろ集めまして調べたところが、現在令和2年度の10月時点で、今六日市病院で看護師さんが120名働いておられます。

ところが、六日市学園の閉校による影響であります、今から年々看護師さんが減る、入職者は少なく、辞める方は多いということで、今から5年先には、これは関係者の話もお聞きしまして、私の想像といいますか、推計であります、今の120名の看護師さんが半数になります。半数に大きく5年先には減ります。その後、毎年5人から10人程度の看護師さんが辞めていかれます。

これは、本当に深刻な数字であります。恐らくこの数字は、今までコンサルタントによるシミュレーションもありますので、恐らく町長も執行部の皆さんも5年後には、今の看護師さんが半数を切るという数字は、町長もつかんでおられると思います。

今まで報告では、現状のままで一番いいのは公設民営化に移行する、これが一番理想ではあります、財政支援、お金の問題など看護師が不足する、そのことが一番大きな深刻な問題で、今の現状のままで存続は、残念ながらできないというのが私の考えでありますし、恐らく執行部の皆さんも思っていると思います。

ただ、それはなかなか表に出すことはできないと思うんです。それを表に出すと、町民の皆さんの不安をあおることになります。しかしながら、現実には六日市学園の閉校は決まっております、看護師さんが減るという数字が出ております。私もつかんでおります。関係者の皆さんからお話も聞いております。

そういうふうな本当に深刻な問題がある以上は、町長は町民の皆さんに不安をあおるのではなくて、町民の皆さんにも痛みを分け合うということで、早めにこの現状維持のままの存続、公設民営化移行は厳しいんだということを、やはり発信をするべきで、来年、再来年には即規模の縮小になるということはありませんが、必ず5年先、その先には本当に今の規模の縮小は、もう避けて通れない問題であります。

私は、町民の皆さんの声を上げて言いますが、決して不安をあおるわけじゃないんですが、実

際にそういう現実が今出ておりますし、まだ正式なあれはありませんが、そういうことが予想されております。

やはりこの看護師不足の影響を、ベッド数の削減、あるいは受診科目の見直し、あるいは人員の合理化等々、または一番大きな収入源であります、24時間救急体制の見直し等々、これを来年、再来年というわけにはいきませんが、やはり見直せざるを得ないというのが、今現実だと思います。

以上、4点いろいろ、——5点目がありますが、これは町長の答弁を聞いた後に質問をさせていただきますが、今までの中で町長、現時点で分かる、また皆さんに、また議会に報告することがあればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして六日市病院の公設民営化に向けてということで御回答させていただきたいと思います。

多岐にわたっておりますので、少し詳しいところも含めて回答させていただきたいと思います。

まず、1点目にありました支援の条件の経営改善計画書は提出されているのか、またその内容はということでございます。

令和2年3月、吉賀町議会定例会におきまして、社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書について、「さらなる経営改善の努力を求め、今後の町財政の状況を踏まえた財政支援をされたい」との御意見が付され、一部採択されました。

このことを受けまして、石州会に対しまして平成31年度追加支援6,600万円だったと思いますが、させていただき、令和2年4月7日付の質問書において今後の経営改善策、これは増収対策を含めてでございますが、具体的な内容について、そして今後の経費削減対策の具体的な内容について回答を求めたところでございます。

その回答は、同月の15日付で増収対策といたしまして、介護医療院への早期転換、経費節減対策として、「こばと保育所」の閉鎖を行うといった内容の2点でございました。

その後、収支予想の資料は提出されましたが、その根拠となる新たな改善策は提示されていないという状況でございます。

2つ目の公設民営化移行の条件として、収支のバランスが必要とされているが、現状はどうかということでございます。

専門部会の課題でもあります町財政に影響を及ぼす内容を分析するために、社会医療法人石州会の病床編成及び収支予想として、令和2年9月29日現在で経営改善策を反映した資料を石州会から頂いております。

その収支予想においては、令和6年度から公設民営化に移行するとした場合、損益計算書の経

常損益で公設民営化前の令和3年度に約2億円の赤字を計上し、公設民営化後も令和7年度の2億3,400万円を最高に、30年にわたり1億円以上の赤字が発生する見込みというふうになっております。

3点目は、中期財政計画には、2030年度まで支援の計画が盛り込まれているが、具体的にはどうかというお問合わせでございます。

この中期財政計画は、恐らく令和元年度分、今年2月の全員協議会のところで説明をさせていただいた中期財政計画という理解のもとで御回答させていただきたいと思います。

令和2年度から令和12年度まで、地域医療確保対策補助金といたしまして、2億9,421万4,000円を計画上は見込んでおります。また、特定財源といたしましては、特別交付税を1億1,537万1,000円見込んでおり、町としての実負担につきましては、1億7,884万3,000円となっております。

なお、先ほど答弁しました公設民営化後の収支予想で継続する赤字額については、この金額、今申し上げた金額を盛り込んだものであることを申し添えておきたいと思います。

4点目は、看護師不足で現状の規模での公設民営化移行は難しいと。そうした中で、ベッド数の削減、人員の合理化、そして救急医療体制の見直し、こうしたことを検討しているかということとございました。町と石州会において将来の病床数の削減への方向という考えは一致しております。

ただし、具体の数について考えに多少差異があるわけでございますので、町で検討しました町が望む将来の病院像、この案をもとに石州会と現在協議を行っているということでございます。

人員の合理化といいますか、そうしたことのお話もございました。病院の規模縮小をすれば、おのずと必要人員も減少してまいりますので、その問題への対応につきましては、運営主体であります石州会と協議しながら、これは慎重に対処していかなければならない問題だと思っております。

それから、最後は救急医療体制の見直しのお話でございます。こちらにつきましても、町の方案をもとに石州会と協議を行っており、双方とも24時間救急体制を維持したい意向でございますが、病院規模縮小に伴う人員体制によっては、維持していくことは厳しい状況も当然想定をされるわけでございます。

不採算部門ではありますが、町民の皆さんの安心、安全を考える上では、必要な病院機能と考えておりますので、石州会、あるいは島根県と協議しながら、慎重にこれに対しても対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 予想していたとおりの答弁でありましたが、町長も執行部の皆さん

んもこの数値はつかんでいると思います。また、コンサルタントが入っているので、シミュレーションはしていると思うんですが、先ほども言いましたが、決して不安をあおるという意味ではありませんが、財政支援云々よりも、本当に看護師不足による六日市病院の現状のままで維持というか移行はできないんだということを、確かに町長も3月議会、6月議会でも私の質問で、機能の変更はせざるを得ない。病院の縮小とまでは述べられておりませんが、現状のままで公設民営化移行へは、非常に厳しいということは、実際に町長も述べられております。

しかしながら、ほとんどの町民の皆さんも、私含めた議員も、ここまで看護師不足による厳しい状況が待ち受けているということは、認識がないと思います。町民の皆様も、町長の公設民営化移行を令和4年の4月から実施するという方針ということを知りまして、本当に町民の皆さんももう現状のままで病院を公設民営化に移行して、運営も安定して、町民の命を守ることとで安心をされていると思います。

しかし、現実には本当に厳しいんだということをもっともっとやはり町民に向けて、来年とか再来年がどうかというんじゃなく、将来的に向けて、5年後に向けてもっともっと発信を私はすべきだと思います。

そうしないと、町民の皆さんの間でも、病院の存続について本当に皆さんも安心していただけます。実は、その存続はするけども、現状のままで移行は厳しいんだということを、もっともっと町長がやはりメッセージを発信すべきだと思います。

それと、これは加えさせていただきますが、これだけ病院の存続に向けて、移行に向けて厳しい現実となったのは、やはり一にも二もコロナではありません。今マスコミでは、コロナ禍によって病院経営が圧迫というふうに論じられてありますが、こと石州会に関してはなぜこういうふうな現状になった一の原因は、やはり六日市学園の閉校の問題であります。

やはりこの六日市学園が今までどおり存続しておれば、看護師の六日市病院の入職というんですか、スムーズに当然辞められる方もありますし、また入る方もおられます。そういうことで、今までスムーズに行ってまいりました。現在も120名の方が本当に頑張っておられますが、その若干縮小になりますけれども、学園があれば、こういうことはここまで厳しくなる状況ではありませんでした。

やはりあのときの六日市学園の赤字問題で、町への協議があったときに、私はもう少し丁寧な対応、ボタンの掛け違いがなかったら、あのときこういうふうな厳しい現実がなかっただろうと思っております。これは、皆さんも同じだと思います。

本当先ほど言いましたが、コロナ禍の、新型コロナの関係で六日市病院がどうこうじゃありません。看護師不足による本当に厳しい状況が待ち受けている。このことは、やはり町民の皆さんにもしっかり認識をしていただいて、それで理解を求めるような町長のメッセージをどんどん発

していくべきだと思います。

このことは、六日市学園の閉校による弊害が、——弊害ということはちょっと失礼であります
が、この問題は、六日市病院の存続に向けて、ここまで深刻な問題になっていることを、私は申し添えておきます。

それでは、いくら町長に質問しましても、やはり検討会議で協議中とか、あるいは検討中とか、なかなか詳しい、それで看護師不足でどうなるかという回答も出ませんので、この後も同僚議員がこの六日市病院の公設民営化移行につきましては質問があるようでございますので、私はとにかく深刻な問題だということを申し添えまして、この病院に関する問題で、最後に町長に質問いたします。

町長の任期はあと1年切りでしたが、我々議員もそうありますが、私はこの六日市病院の公設民営化に移行という問題は、本当に我々にとりましても一番大きい問題、課題と思います。

そこで、町長にぜひお願いしたいのが、余り本会議で、一般質問でお願いということはふさわしくないということは重々承知で、あえて町長にお願いしたいのは、町民の命を守る公設民営化移行は、町民の皆さんの本当の切なる願いであります。悲願であります。そして現状維持のままでの病院の存続は、本当に町民の皆さんの願いであります。

そこで、町長、任期4年間の最後の1年間、任期を残して1年ではありますが、この町長の任期4年間の集大成としまして、ぜひ町民にこの一般質問の答弁の席で、政治生命をかけて六日市病院を守るんだと、町民の命を守るために政治生命をかけて六日市病院を守るんだということを、ぜひ町民の皆さんにメッセージを発していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどこちらで答弁をさせていただいたお話、後のお話もございましたが、令和4年というお話もございまして、これ当然前々から言っておりますように、一つの設定といえますか、仮定をする中での仮置きということでございますので、公設民営化が正式に決定し、じゃあいつから正式にそこへ移行するのかというのは、まさに今からの課題でございますので、そのところは改めて申し上げておきたいと思えます。

それから、大変現状は厳しいということでございます。当然、我々もそのことを重々承知の上で、今検討もさせていただいておりますし、また議会であつたり、町民の皆さんに向けていろいろな媒体を通じてそうしたことは発信させていただきたいと思えます。

それから、今回の病院の関係の最後のところで、今お話もございました町民の皆さんに対しての強いメッセージということでございました。

今回の事案につきましては、当初から申し上げておるとおりでございまして、私といたしましては、この町に病院機能を残すと、そしてそれを守るという一心で取り組んできておるわけでご

ございますし、またこれからもその思いで取り組んでまいりたいと思います。

そのために、様々なことをこれまで対処してまいりました。非常に厳しい中ではございましたが、島根県当局にも御快諾をいただいて、今ありますあり方検討会も吉賀町、そして島根県、そして石州会、六日市病院の方にも参画をしていただいて、あり方検討会議も設置をすることができました。

それから、機構のあり方としては御不満な点もあったかと思いますが、今保健福祉課の中に医療対策室も設置をし、そして医療従事者の確保に向けての専門員の配置もさせていただいたというようなことでございます。

そして、あらゆる機関、団体に対しての要望活動、要請活動も折を見てさせていただいているということでございまして、この姿勢はこれからも貫いていきたいというふうに思っております。

今、吉賀町が将来この町で目指すべき病院像ということを示させていただいて、まさに今石州会、六日市病院と協議を始めているところでございますが、これもまだまだ緒についたばかりでございます。スタートラインに立ったということで申し上げても過言ではないというふうに思っております。

これから当然厳しい協議であつたり、厳しい局面が当然待ち受けているわけでございますが、これまで申し上げておりますように、そして再三申し上げておりますように、この吉賀町の医療を守る、この六日市病院の病院機能を当然のことながら残すという思いで、これからも難局を乗り越えていきたいということでございます。

これまで申し上げておりますことに、一寸の狂いもございませんが、改めてそんな思いであるということをお場で表明なり、申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今町長の答弁がありましたが、はっきり町長申されませんでした。私は町長が政治生命をかけてやるんだという強い思いを持っているというふうに好感的に受け止めて、病院の質問は終わります。

時間の都合で、次のエポックかきのきむらの今後についてということで、町長、2番の分だけ質問します。

これは、エポックかきのきむらは民営化、指定管理料の算定を見直すということで、全員協議会の場で説明がありましたが、民営化をするということは、つまりもう経営を譲るということでありまして、第三セクターの責任はもう果たしたというふうに町長申されました。

その中で、民営化するに至りましても、債務超過が現時点で約4,200万円、完全に民営化した時点ではもう少し増えると思うんですが、現時点では4,200万円は債務超過があるということで、これは全額町のほうで負担をせざるを得ないということで、町長は先日全員協議会の

中でも、やはり筆頭株主である責任と、それから社会的責任があるというふうに答弁されました。

つまり、債務超過分を一般財源で補うことになると思うんですが、ということは、町民の皆さんの税金であります。この債務超過分全額を一般財源で補うということは、町民の皆さんにも責任を分けてもらおうと、責任を負ってもらおうというふうにも、それは私の思いかも知れませんが、そうだと、皆さんの税金を使うわけですから、そういうふうな思いであります。

そのことにつきまして、やはりこれも当然議会にかけられると思うんですが、当然ながら町民の皆さんにも同じ吉賀町の企業の問題なので、当たり前という意見もあるし、なぜ全額を町で、第三セクターと言いながら、筆頭株主と言いながら、なぜ全額を背負わにやいけないのかというふうな声もあります。

この全額を背負うことに対しまして、町民に理解を得るような答弁を町長すいませんが、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、エポックかきのきむらの今後についてということで、何点か通告ございましたが、2点目のところの負債を全額町が負う理由ということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

民営化を進める上で、債務超過のままでは会社を経営していく体力がないということとなります。よって、債務の整理を行うことが必要となりますが、町以外の出資者から債務整理の財源を支出頂くことは、有限責任の株主であることから、現実的ではございません。

一方で、債務整理を行わず債務不履行となれば、債権者に負担をかけることとなります。これは、民営化であろうと清算であろうと同じことでございます。町が出資、設立いたしました第三セクターという点では、これに知らないという顔はできないというふうに考えております。

債務の中でも大きいものは、主に金融機関からの長期借入金でございます。その全ての負債を町が支援するのではなく、債務超過額を基本とし、会社が再スタートできるところまでの債務整理について支援をするという考えでございます。

設立以来、会社として幅広い分野の地域振興に努め、雇用も生みながら地域の産業、経済に貢献してきたことは事実でございます。

ただ、残念ながら事業縮小に進まざるを得ない状況となりましたが、これまでの第三セクターとして担ってきました公益的な役割を踏まえれば、第三セクターとしての終わりに当たっても、町としての財政出動が必要ではないかというふうに考えております。

そうした思いの中で、これまでの全員協議会等でも申し上げましたとおり、負債を含めたところの町の責任ということを果たしていきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（３番 桜下 善博君） それでは、最後に質問にいたします。議会軽視ではないかということであります。

これは、実は決算委員会の報告の中でアンテナショップ、現在は食と農企業組合さんが運営されておられますが、そこに空調が老朽化しているということで、空調の修理ということで２３１万円が支出をされております。そのことが決算委員会で報告がありました。

このアンテナショップは、エポックさんが運営されておりましたが、黒字が見込めないということで、実は閉鎖をしようかということもありましたが、廿日市の皆様、また地元の皆様の陳情がありまして、町長の民意の反映ということで閉鎖をせずに、食と農企業組合さんのほうに運営を移譲されました。

そのときの議論で、議会でももう平常黒字化が見込めない、赤字が増えていく段階で、もう閉鎖をすべきじゃないかという議論が出ました。

その中でいろいろ議論を重ねましたが、結局家賃の３年分と看板の付け替えにつきましては、費用につきましては、これはもう公費で負担するということで議会の承認も得ました。

ところが、このたびの決算報告で、それとは全く別に空調の修繕ということで２３１万円が計上され、支出されております。これは議会の承認もありません。

後ほど私もいろいろ勉強させていただきましたが、これは別に議会の承認も得ずにできんだと、手法的に何ら問題ないということは、重々承知、また勉強もさせていただきました。

手法上は問題ありませんが、道義的、あのときアンテナショップを閉鎖するんだと、もうこれ以上やってもだめなんぞというふうな議会で議論しましたが、地元の皆さんの要望もあり、町長が民意の反映ということで、それでは食と農企業組合さんのほうでお願いしてやるんだということと決着をしまして、今運営されておりますが、経費の支出につきましては、何ら議論されていません。

ところが、このたびの決算委員会の報告でありますと、議会の報告も事前もなしで２３１万円が支出されております。繰り返すようですが、手法的には問題ありませんが、道義的にやはりここは議会の同意を得るべきではなかったかと私は思います。言葉をひっくるめて言えば、議会軽視ではないのかということを思っています。

このことにつきまして、町長の御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、最後の通告でございます議会軽視についてということで御説明を申し上げたいと思います。

交換前の空調機につきましては、平成１５年に旧柿木村が設置した設備でございまして、現在は吉賀町の設備、備品となっております。

このたび、空調機が故障し使用できなくなりました。昨今の異常気象を考慮すれば、空調機は必要でございますし、またこのままだと運営に当たって支障を来すとともに、令和2年になりコロナ感染症拡大による部品調達が難しくなるとの情報もございましたので、予算流用という形で対応させていただいたところでございます。

このことは、先ほどもお話がありました決算特別委員会においても、経緯の説明を担当課のほうからしたところでございます。

町の設備を修繕するには、当然所有者である町がするべきことでございます。このことは、メンテナンスの運営経費とは別物でございますし、また予算流用についても適正な手続により行っているわけでございます。

したがいまして、今回の修繕につきましては、適切な対応と当然考えているところでございまして、我々といしましては、議会軽視というような認識ではないということを改めて申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で質問を終わりますが、くどいようですが、病院の公設民営化移行につきましては、看護師不足という問題がありまして、非常に厳しい深刻な問題になっているということだけ申し添えまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） おはようございます。3点通告してありますが、時間の関係で、少し順番を変えさせていただきたいと思いますので、町長、よろしくお願いします。

まず、最初に、農業を守る政策をということで質問をいたします。

毎度のことなんですが、農業ですね、吉賀町の基幹産業と言われているわけですけど、その割には、他の町村と比べて、特徴的な取り組みがなされていないと私は思っています。そういう観点から、少し質問をしていきたいと思います。

最近、ある程度、吉賀町の農業の方向性がはっきりしたことが1点あると思います。それは水田農業、稲作を中心とした農地の集約が進んできて、担い手なり、農業法人なりが、全国で言ったら大規模と言えるかどうか分かりませんが、町内では大規模な経営がある程度進んでいると

ということと、それと反して、自給なり、今の道の駅なりを利用した小規模な野菜農家が二極化されている。そういう現状じゃないかと思いますし、ほぼ、それに間違いはないんだと思います。そこで、そういう二極化が進んでいっても、やはり、高齢化という壁は、どうしても、そこに立ちふさがっているわけでありまして、これにより、いろいろな問題が起きております。そういう現状の中で、地域を守り、農業を守っていくということを考えれば、強力な農業政策をこの辺で打ち出さないとますます荒廃化が進み、集落の維持ができなくなる。そういう現状でありますので、ここで、ぜひ、もう少し積極的な農業政策を打ち出していきたいと思っております。

5つの質問を出していますけど、まず、その中で3点ほど続けて質問をいたします。

先ほど申しましたように、法人なり、集落営農、担い手が受託作業なり土地の集積などしとるわけですけど、例えば、10キロ、20キロのところにどうしても受託作業で行く。そういう必要性も迫っているわけでありまして、米の場合、全部を受託しますと、荒起こしから、荒がき、代かき、田植え、刈り取り、収穫まで、5回、最低5回は10キロ、20キロ離れて、10アールしかないところにでも行って耕す。それは耕作放棄地を出さないで土地を守るという使命感からやとるわけですけど、とてもじゃないけど、機械を移動さす、人をつけるということは、その受託者にとっては不利益な部分であります。しかし、それをしないと、耕作の困難なところは次から次に山に返っていくという現実があります。それを食い止めるためにも、ぜひ、こういう受託者に対しての支援が必要ではないかと私は思っておりますので、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

それと、今、大変農業に対しては、商業もでしょうけど、担い手の不足、後継者の不足ということがあります。ほとんどの方が自営しないで、勤めに出られて生活をされている。そういうのが現状だと思います。そういう中で、御承知のように、広石に「よしかファーム」という異業種で参入された農業の会社があります。今、9名の方を雇用しているそうであります。そういう工業なり、ほかの職種の企業誘致ということも必要なのかもわかりませんが、私は、やっぱり、この水源の町であり、何より水がきれいだということのを売り物にした農作物を生産するということは、非常に他の、他といいますか、市場に対しての発信力が強いと思うわけであります。ぜひ、そのような雇用と町をアピールするという意味でも、この農業に参入する企業へのアプローチというものが需要ではないかと思いますが、その点をどのように考えておられるのか、お聞きします。

それと地域商社のことですけど、私は、この小さな規模の農家を守るということを考えれば、今の「やくろ」なり、企業組合なりをしっかりと支援をして、小規模な農家を守っていくということを少し考えたほうがより現実的ではないかと思っております。抽象的な計画を打ち出してお金を使うのではなくて、現実に関動している組織をしっかりと固めていく。そのことが今コロナ禍の

中で求められていることではないかと思っておりますけど、その３点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庭田議員のまず農業を守る政策をとということで、前段の３点について、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、耕作を請け負っておられる方への支援についてでございます。当町のような小規模経営農家が多く、様々な生産者、組織がある中、高齢化による農地の荒廃や担い手不足解消のためにどのような支援を考えているかという御質問の趣旨だというふうに思いますが、米の消費減少や価格低迷が続く中、一番の課題は機械整備や施設整備に係る費用負担が上げられると思います。財政状況の厳しい中、国や県の事業を活用しながら補助金の上乗せ等も検討し、負担軽減が図られるよう検討してまいりたいと思います。

そのほか、農業公社の作業受託も増加してきておりまして、将来を見据えた人員配置や機械整備も検討していきたいと思います。また、鳥獣被害における生産意欲の減退も考えられるため、しっかりとした被害対策も講じていかなければならないというところでございます。

２点目は、異業種企業へのアプローチということでございました。現在島根県の事業で、地域をけん引する経営体確保対策事業という制度がございます。この制度は地域の中核となって産地化を図ることが可能な企業が県内への参入を進めるために必要な経費を助成するというものでございますが、この事業を使って、こういった企業に来てもらいたいという吉賀町の誘致パッケージを作成するために、島根県と現在協議をしている段階でございます。

こうした中でございますが、今、町内の方からお聞きいたしますと、都会地でほかの企業をしておられる方が町内に移住されて、農業、特に水稻、水田耕作のほうへ従事したいというようなことで、今、検討なり着手しておられるという声も聞くわけでございまして、大いに我々といったしましては、耕作放棄地対策も含めて期待を寄せているところでございます。

また、ソフトバンク系の企業が農業分野で進出するのにまとまった農地があるかという問い合わせもあるようでございますので、詳細を確認中でございます。

３点目は、既存組織の支援と地域商社の設立についてでございます。

既存組織を活性化させるための支援は当然必要だと思っております。行政を含め既存組織の手が回らないところを地域商社、特にこれは財団法人になろうかと思いますが、こちらの法人でカバーすることによりまして、商品開発や販路の支援を行うことで、町全体の稼ぐ力を引き出していきたいというふうに思っているところでございます。

生産現場の安定のためにも地域商社の存在は必要であるという考えの下で、これまで説明をさせていただいたところでございます。当初の予定では、今年度中に財団の立ち上げということで

説明をさせていただきましたが、議会等のいろいろな御意見を拝聴する中で、少し時間をかけて意見集約なりをしていきたいということでございまして、今年度の秋以降後半につきましては、主に関係者の皆さん、あるいは、関係機関団体の皆さんと時間を取りながら、意見交換会であったり、それから、ワークショップ等も、今、開催をさせていただいているところでございました。11月のところで4回のワークショップ。今日恐らく第5回目の12月7日でございますから、ワークショップがあるんだろうと思いますが、そうしたところで、いろいろな幅広の皆さんに御意見をお伺いをさせていただいて、理解度を増していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、現実には起こっていることは、稲作に関して言えば、担い手の皆さんが集積した土地を返還、返さなければならない、そういう時期に来ているという声を聞きます。つまり、高齢化が進んで担い手がないという現実であります。これは法人にしろ、同じ現状だと思います。大量の土地を集積して、それを大量に手放すわけですので、次の担い手がないということは、そこが荒廃するということでもあります。ぜひ、この辺のことを考えて、いろいろな新しい吉賀町の農業が持続可能な状態で維持できるという、ただ、国とか、県とか、おりてきたものを活用するのも必要ですけど、独自の農業政策を出すということが大事だと思っております。今、一つの例として、担い手の土地の手放しを話しましたが、**「やくろ」**にしろ、企業組合にしろ、生産者が高齢化しているわけであります。当然、作るほうは、まだ可能なわけですけど、それを車に乗せて出荷するというのが、いずれ、あと、5年、10年たったらできなくなります。ということは集荷の必要性が出てきます。そこで、そういう方たちは買い物もなかなか不自由なところがあるわけですので、集荷する、そのときに注文を取って、必要な日用品を次に集荷するときに配達する。そういうシステムづくりも、町として先導を取って、やるかやらんかは別としてですよ、お年寄りを大切にする町なら、そういうことも一つの案として出していく。そういう仕事も大事なんじゃないかと思っておりますけど、一つ、申し添えておきたいと思えます。

それと異業種の参入なんですけど、前も話しましたように、島根県、今109社の異業種の方が農業に参入しています。全国で、2018年の集計ですけど、3,286の法人が農業に参入をしております。養父市というのがありますが、兵庫県ですね、ここは特区を設けて積極的に農業に参入、農業参入を促しているところですけど、13社で50ヘクタール、そのうちの22ヘクタールが耕作放棄地だったそうであります。50人の雇用が生まれているということでありまして、こういう異業種の方の力を借るということは、耕作土地を守ることと雇用にもつながってくるわけですので、そこら辺のところは、工業ばかりに目を向けなくて、せっかく

水源の町、水のきれいな町という売りがあるわけですので、そこんところ、はっきりと打ち立てて、そういう方面にも目を向けていくべきだと思います。「よしかファーム」は何を売りにしているかということと水であります。水がきれいだから、ここに来たわけであります。ということは、水源ということをもう少し売りにする必要があると思います。水源の町協議会がたしか、17か、18町村、全国で協議会をつくっていますけど、それを見ますと、吉賀町は、たしか、そこに参加したという話を聞きましたけど、津和野町はちゃんと出ていますけど、吉賀町は、まだネットには出ておりません。ということで、ぜひ、こういう方面にも、目を向けて、土地を守る、そして雇用を促していくということを考えていただきたいと思います。と思っています。

地域商社のことでありますけど、やられるつもりなんでしょうけど、しっかり視察なり自分たちの考えをまとめた上でやるべきだと私は考えております。

先般、経済委員会で江津市の地域商社を視察に行きました。そこでお伺いしたのは、まずノウハウを持った人材がいること、そして、資金力のある人材がいること、そういう人がプレイヤーとなって旗を振らないとなかなか成功はしないだろうという話でした。資金力といいますと、ほかにですが、山口銀行なり、合銀なり、いろんな銀行が地域を盛り立てないと自分たちの業務が危うくなるということで、地域商社に参入していますけど、まさに資金力を持った企業なり法人が必要だということも言われていましたので、ただ、お金を使って絵に描いた餅、やった、やったで済ますようなことは避けなければならないと思っていますので、そのところを行政として、きちっとした計画を持ってやっていただきたいと思います。と思っています。

次に、教育長にお伺いします。

今、学校給食で、有機農産物なり、地域の食材を活用していますけど、私はこれをぜひ100%にするべきだと思います。教育長にはお渡ししておきましたけど、この聖母女学院というところの保育園が吉賀町の給食の勉強をしたいという申出がありました。これは、ただ、子どもたちに吉賀町で生産された食材を供給して、子どもたちの健康を守るためだけではなくて、小農支援や有機農業の普及、強いては町の宣伝になっていくわけでありますので、そこら辺のところを学校給食で無償だから何でもいいというのではなくて、そういう背景に大きなグランドがあるということを認識して、ぜひ、吉賀町の学校給食の食材は100%、魚とかは別として、せめて米と野菜は100%、しかも、有機農産物で供給するんだという、そのような方向に持っていただきたいと思います。と思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 学校給食の食材100%地元産でというお話でございます。学校給食の食材に関しましては、食材の量の確保や異物混入などの問題もありますので、現在、個人的に生産者と取引をするのはなかなか難しい状況にありまして、特に農産物におきましては、「やく

ろ」とか、食と農企業組合さんを通じて仕入れをしているところでございます。主食、副食ともに、米、野菜など農産物、そして、豆腐、みそなどの加工品を含めて、可能なものはできる限り町内で調達するという方針で対応しているところであります。ただ、量とかの問題もございまして、１００％ということには、なかなか得ておりません。

それと、私の思いを少し述べさせていただくと、学校給食自体、できれば、教育委員会に専属の職員を配置して、こういう時期にこういった献立を予定しているから、そういう献立に必要な食材を欲しいということで、実際、教育委員会の職員が生産者の元へ行って、こういった食材を、農産物を、こういった作り方で作ってもらえないだろうかというようなところまでできれば、理想なのかなというふうに思っております。

実際に、今、議員が言われましたような有機で１００％の食材を地元からということになりますと、なかなか教育委員会だけで対応できることでもないと思っておりますし、産業課の力も必要だろうというふうに思います。なかなか、そういう理想を遂げようとするとなかなか問題もあるかとは思いますが、思いとしては、そういったところで、やっぱり、学校給食も教育の一環でございますので、そういったことも含めて教育委員会としては対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、今、申し上げましたようなことに関しましては、いずれにしても予算を伴うものでございますし、現実としては、なかなか難しい問題であります。現在のところ、実際に献立を立てておりますのは、栄養教諭であったり、栄養士のところで考えていただいておりますけれども、当然、食と農企業組合さんとか、「やくろ」さんとかの担当の方と意見交換をしながら献立についても検討しているところでございます。いずれにいたしましても、理想を言えば切りがないんですけども、そういったところ、本来なら、そういう人員が配置できれば、そういった対応で教育委員会の給食担当が生産の現場にまで足を運んでいけるようなことまでできれば、理想かなというふうに考えております。いずれにいたしましても、今後とも可能なものはできるだけ町内で調達するようにという方針で臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） やりますという御答弁を期待しとったんですけど、少し弱かったかなと思っております。それはさておいて、千葉県のいすみ市が１７年に１３の小中の学校給食の米を全学有機米にしました。これによって、この食育の効果によって、地産地消は当然のことではありますが、有機米の産地化が進んでいるようであります。それと何よりも一番の効果は、いすみ市の市の認知度の向上ですね。ウミガメが産卵し、ゲンジボタルが大変有名なところでありまして、自然を大切にしたい循環型の市づくりで、今、有機農業に従事する若者が移住しているというニュースがあります。「いすみっこ」という有機米でブランド化しているそうであります。

す。日本航空のファーストクラスの機内食にも採用されたということで、宣伝効果は大であります。たかが給食ではなくて、給食を通して、町の姿勢を売り込んでいく。そういうことが今一番求められていることだと思っております。ややもすると、大きいことや強いこと、その中で競争をしようとする、本能といいますか、癖が、まだ我々の体の中には残っているわけでありまして、この辺で考え方を变えて、人より違うんだということを売りにする。そういうまちづくりが今からぜひ求められていると思いますので、同じ器の中で競争するのではなくて、その器からはみ出して独自の道を行く。そういうまちづくりが、ぜひ、必要なんだと思っております。

いすみ市の紹介をしましたけど、今、教育長が言われましたけど、2021年度から第4次食育推進基本計画の中で、生産現場と給食の調整役をする地産地消コーディネーターという配置が多分可能になるんだろうと思いますので、もし、予算がつかましたら、そういう人もしっかり理解のある人を配置していただきたいと思っております。

学校給食については、次の議員の方も通告されているようですので、私はここで置いて、次に5番目のエポック、菌床しいたけの廃止に伴う生産者への支援ということで質問をしておきたいと思えます。

先般の全員協議会で支援の計画が説明されましたけど、生産者の方の意見を聞いてみますと、はしごを外された感じだと言われている。町が冬場の収入なり、いろいろな面で第三セクターを立ち上げて、菌床しいたけをしようという計画を出して株式会社をつくったわけですけど、その経営が困難になって、第三セクターを解散するという流れですけど、この中で、私は、しっかり押さえておかねばならないのは、生産者の生活の保障ですよ。行政が住民の生活を壊すようなことがあってはならないと思っております。生産者は、個人にとっていろいろ差額はあると思えますけど、何百万円かの収入をこの菌床で得ていたわけでありまして。それが突如赤字になったから辞めるということで、森産業から菌床を仕入れなければならなくなったわけでありまして。2.5キロで、聞いた話ですけど、400円ぐらいになるというお話でした。それを400円を、5,000玉は今度玉が大きくなるので入らないかもわかりませんが、4,000玉、ざっくりとした計算ですよ、想定ですよ、4,000玉としたら、四、四、十六、160万円の資金が要るわけです。これ、一括で支払い、しかも、キャンセルがあつたらキャンセル料ももらうというような話が出るとということをお聞きしましたが、私は、この160万円の利子補填とか、ましてや差額の78円でしたか、それと3年間の保障というような条件をつけるべきではないと思っておりますよ。むしろ、生産者が、もう自分はこのシイタケ栽培辞めるんだというまで支援をしていく。それが町としての最大の責務であると思っておりますけど、その責任を取るか取らないかをお伺いしておきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最後に、菌床生産者への支援ということでございますが、これは先般の11月27日でしたか、全員協議会のほうで御説明をさせていただいた資料の中にも載っているわけでございますが、我々といましては、担当課等を通じ、あるいは折に触れ、副町長もそれに参画をさせていただきながら、これまで調整をさせていただきました。

まず、柿木村きのこ生産組合の関係者の皆さんとしっかり協議をさせていただいて、生産者の皆さんの意向に配慮した内容で支援内容を決定をさせていただいたということで、先般の全員協議会で、その内容を提示をさせていただいたということでございます。

先ほど少し御紹介もございましたが、違うところからの菌床の購入ということになりますので、当然そこには単価差が出てきますので、その部分とそれから送料がかかってまいりますので、それを計算をさせていただいて、1玉当たりおおむね87円という金額が出てまいりましたので、これをベースに交付単価を設定をしたということでございます。40円ということになるわけでございますが、それに対して、令和5年度までの補助をさせていただくということで、関係する生産組合のほうと協議を重ねた結果ということで、先般説明をさせていただいたところでございます。したがって、我々といましては、当然関係者の皆さんにとっては100%満額の回答ではなかったかと思いますが、それぞれ考えを協議をする中で、先般申し上げたこの内容で、結論を見出したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 以上で、農業を守る政策をという質問は終わりたいと思いますが、一つ、学校給食の中で、吉賀町の有機農業推進協議会というのがあったわけですが、いつの間にか、ホームページから消えております。これをつくられたのが大庭克彦様であります。ぜひ、立派な理念が書いてありますので、この理念を学校給食にも生かしていただきたい。そう思っております。

次に、観光に関して質問をいたします。

今、私も最近になって初めて聞いたんですけど、SDGsという2015年に国連サミットが採択した17の目標を掲げた持続可能な開発目標と言うんだそうでございますけど、17の目標の中に169の具体的なターゲットが構成されとるわけでありまして、30年までに、この目標を全世界で達成しようということだそうでございます。それを受けて、受けてかどうか分かりませんが、今、自動車業界では、トヨタなんか、EV車、ガソリンを使わない車の新車を30年までに、30年を期限にガソリン車はもう販売しない、生産しないという目標を掲げていますし、電気の発電にしても、脱化石化、主に石炭ですけど、使わない発電をしようということで、世界の動きが全体的にそうっております。カーボンオフに対する全世界の投資が1年に120兆円だそうであります。大変先を見越した投資に対しての競争が行われているわけであり

まして、そういう世界的な流れの中で観光というのも、少し、コロナの関係もありますけど、変わってきていると考えております。

まず、そういう意味で、新しい観光の姿をとという通告をしてありますけど、先ほども申しましたように、吉賀町源流の町であります。源流といたら、まず水を思い出すわけでありまして、水と文化の源であります。そこを売りにした少し観光に力を入れていくべきだと思っております。というのは、観光で人を呼び込むということは、観光施設なり、宿泊施設なり、地元の商店なり、いろいろな面で金が動く、落ちるということでもあります。ということは、行政にとってもメリットがありますし、事業者にとってもメリットがある、そして地域にとってもいろいろな面でメリットが生まれてくる。ここに、ぜひ、豊かな自然を活用した新しい観光の姿というのをつくるべきだと考えております。

まず、7回目の清流日本一をいただいた高津川があります。ここに鮎を釣るために移住を決めた4人家族がおります。家を買って、今、しっかり勤めをしながら子育てをしておられます。この高津川を守るために、洗剤、農薬、化学肥料、不法投棄などを極力減らしていく。そういう政策を町として、はっきりと打ち立てて、町外に発信していくべきだと思っております。今、海では、マイクロプラスチックのことが話題になっております。2050年には、海に住む生物と、魚の重量をプラスチックのほうを超えるだろうと言われているぐらい大変な問題になっております。当町でも不法投棄を決してないわけでありまして、大水のときに見回りをしますと発泡スチロール、ペットボトルなど浮くごみは大量に流れています。そして、淵といいますか、よどんだところにはそれが堆積しとるのが現状でありまして、決して当町でも不法投棄がないわけではないのであります。ごみもですね、ここに上勝町の、毎回毎回よその宣伝しても仕方がないんですが、上勝町のごみの収集の記事が出ております。34種類に分けておりますけど、リサイクル率が76.5%、全国は20.6%だそうであります。この町は葉っぱビジネスで、約年間2億6,000万円稼いどる町でありますけど、こうやって、1,700人の町がリサイクルをすることによって人を呼び込むことができるわけであります。ここに視察なり何なり来られる人が平日で30人、休日は80人が訪れる。ごみの収集を変えただけで、これだけの人が集まるわけあります。この町に若い移住者が、カフェ・ポールスター、北極星と言うんだそうですけど、というカフェを造りまして、これだけの人数が来るわけですので、結構収支も上がって経営が成り立っているという記事が出ています。この辺のところで、やっぱり、行政としての強い発信力というんが必要だろうと思いますし、また、高津川だけではなくて、安蔵寺、右ヶ谷キャンプ場、大井谷の棚田等々、いろいろな観光資源があるわけであります。例えば、安蔵寺、木部谷と日原方面と高尻があるわけですけど、例えば、高尻の入り口付近からきれいに整備をしていって登山がしやすいようにする。そうすることによって、今のゴギの郷なり何なりの利用率を上げていく。

そういうことを有機的に回すことをもう少し考えないと、単体で、これはこれ、これはこれだけでは、なかなか指定管理を受けとる方も大変だろうし、せっかくの財産が生かされていない。そういうことになりますので、この辺のところをぜひ考えていただきたいと思います。コウヤマキにしろ、昨日もたしかお店をオープンして、おにぎりうどんですか、を販売しています。地元のたんぼぼの会が販売していますけど、企画ももうちょっとせっかく植樹祭があり、皇室の御印の樹木でもありますので、ましてや、あれだけの自然林が残つとところはなかなかないわけがありますので、ぜひ、この辺にも力を入れて、集客できるところはもう少しお金と人を投入すべきだと思いますよ。町長の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 庭田議員の2つ目の新しい観光の姿をということで、通告の内容に沿って丁寧に説明をしようということで、随分準備をしておりましたが、時間がこういう状況でございますし、まだ、あと、もう一つあるようでございますので、かなりはしょって申し上げますが、その点は御容赦いただきたいと思います。

まず、1点目の清流日本一の高津川を守るための施策ということについてでございます。

本町を起点とする清流高津川は、今年7月再び御案内にありましたように、水質日本一の称号を獲得することができました。このことは、高津川流域の住民の皆さんが清流高津川を地域の宝として日々浄化活動に取り組んでこられたあかしであるというふうに確信をしております。ハードとか、ソフトとか、いろんなことについて、今、支援をさせていただいておりますし、今年はコロナの関係で中止になりましたが、町の婦人会の方もEM菌を使った河川浄化にも取り組んでおられると。そうしたもろもろのことが今回のような、また結果につながったんだろうというふうに思っております。

通告の中にもございました不法投棄の対策につきましても、これは益田保健所と連携を取りながら行っておりまして、先月17日にも、町内のある地点で、そうした活動もさせていただきました。短時間ではございましたが、量にいたしましても、相当量の不法投棄のものがあったということでございます。こうした状況は、広報もそうでございますし、ケーブルテレビとか、そうしたところで周知をさせていただいて、啓発活動に努めてまいりたいと思います。

それから、町内でいいますと、蔵木の小学校が海辺の漂着物調査事業ということにも取り組んでいるところでございまして、小さいときから環境教育に取り組んでいただくような体制も整備していかなければならないというふうに思っております。こうしたことで、いろいろ資産がある高津川でございますので、そうしたことを売りにして、特に源流の町であつたり、水源の町であつたり、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいりたいと思います。

観光施設といいますか、安蔵寺あるいは右ヶ谷キャンプ場、大井谷の話がございました。安蔵

寺山につきましては、サンルート登山もあつたりして、非常に愛好者の方が多いわけですが、残念ながら日帰りの登山者数が非常に多いということでございます。これからは、交流人口とか、滞在時間を極力延ばしていただくような、そうしたことに取り組んでいく必要があると思います。

右ヶ谷キャンプ場につきましても御案内のとおりでございます。施設でいいすとかかなり老朽化しておりますので、このことにつきましては、早い段階で、いかようにするかということを公共施設のあり方の中で検討してまいりたいと思います。

大井谷の御紹介もございました。棚田のライトアップ事業、今年度、残念ながら、期待をしておりましたが、コロナの関係で中止せざるを得ないということでございます。ただ、これはぜひ続けていきたいという地元組織「助はんどうの会」の御意向もございまして、現在、宝くじ助成事業のほうを今申請を県を通じて行っているところでございます。これが成就すれば、約3,000個のLEDのライトが購入できるということでございますので、これはなかなか3,000個のライトを設置すること自体が大変難しいんです。ですから、これは行政としても支援をできるところはしっかり下支えをさせていただきたいという思いでございます。

もう一つ、棚田で申し上げますと、議員立法で制定をいたしました棚田地域振興法、これが制定をされまして、遅れることなく、大井谷の棚田につきましても、今年の10月に指定棚田地域ということで、国からの指定を受けたところでございます。今の段階は、まず指定を受けたということでございますが、これをですね、コンシェルジュ等を通じて地域協議会を立ち上げる。そして、活動計画をつくれれば、国のたくさんある有利な助成制度が受けられるというようなメニューもございますので、そうしたことの事業展開ができるように官民挙げて取り組んでいって、全国棚田百選にも選ばれた有名な棚田でございます。特に島根県内では本当に希少な棚田でございますので、これを活用した観光資源の開発に向けても取り組んでまいりたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 7分を切りましたので、とても次の質問には行けませんので、せっかく御用意されたと思いますけど、大変失礼ではありますが、取り下げさせていただきたいと思います。

それで、参考までにお聞きしたいと思うんですけど、私は、やっぱり、この観光をどういう観点で売り出す、町外に発信していくかということを、まず、きちっとコンセプトを決めて取りかからなくてはならないと思っております。何でもかんでもあるから羅列すればいいというのではなくて、きちっとした理念を持って、町外に紹介をしていく。そういうことが必要だと思っております。

そこで、北海道に厚岸町という町があります。釧路湿原の隣の町でありますけど、カキが非常に有名でありまして、小ぶりだけど味が濃いいということでもあります。先般、厚岸町の担当の方に電話をしていろいろお聞きしたんですけど、やはり、カキを守るために、安全なカキだということで、まず、川ですね、川の浄化に、浄化といいますか、川をきれいにすることに取り組んで、環境を守り育てる基本計画というのをつくっております。ホームページで見られたら分かると思うんですけど、その中で、北海道ですから鹿がおりますし、国有林も大きいわけでありますけど、国有林では殺鼠剤、林野庁が多分ネズミの駆除のために薬をまいていくんだと思いますけど、そのことを禁止したということでもあります。それと鹿が出ますので、それが鹿が嫌がる薬をまかない。そういうことも林野庁と協議して決めたということが書いてありました。それと、今、マイクロプラスチックと併せて、非常に合成洗剤の害が魚に対する害が顕著に出ています。鮎の産卵がなかなか進まないのも、農薬とか、合成洗剤の界面活性剤のせいではないかと言われております。そのところは、まだ、はっきりしたことは分かってないんでしょうけど、いずれにしろ、生物に対し、環境に対して、負荷がかかるようなものを使っとったら、それは安全という発信にはならないわけありますので、厚岸町は全町挙げて合成洗剤の追放で、石けんを使う運動を始めています。行政が商店の石けんの売上げの25%を補填しとるという話でありました。どっちにしろ、吉賀町がこうやって、もし、この水源の町をキーワードにして観光に力を入れるということであれば、やはり、このぐらいの覚悟を持ってやらないと、なかなかいいことにはならない。そのように思っております。

ここに町長がモンベルと協定を交わした記事が大きく出ていますけど、今、モンベルの商品を柿木の温泉施設に置いてあります。聞いてみますと結構ファンがおって、町内外から問い合わせがあったり、購入があったりして、売れているということでありました。もう少し、オファーがあるので、この品物の種類も増やしたいということをおられましたけど、それほどですね、安蔵寺にしろ、どこにしろ、人気といいますか、ニーズはあるということですので、ぜひ、このところも、例えば、ゴギの郷に帳面を置いて住所と氏名等を書いてもらうぐらいのことはして、1年にどのぐらいの利用者がおったかとか、そういう調査もぜひしていくべきだと思っております。

いろいろ申しましたけど、次は観光ということですね。人を呼び込む。そして地域を活性化する。そういうことに、ぜひ、取り組んでいただきたいと思いますけど、町長、もう1回御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 観光ということでございます。もとよりお隣の津和野町のように吉賀町観光地でございませぬので、ではございますが、素晴らしいものはたくさんあるということでご

ございますから、いきなり人を呼び込んで、それを勢い定住・移住というのは非常に難しい問題でございまして、まずは、いろいろな資源あるいは関わりの中で、交流人口であったり、関係人口をまず築き上げた上で、その延長線上で移住・定住していただくような施策を考えていかなければならないと思います。その一つのヒントは、以前も申し上げたことがあると思いますが、養老孟司先生、いわゆる現代の参勤交代でございまして、都会地から田舎のほうへ、こちらのほうへ何回か足を運んでいただきながら、魅力を増していくんだということでございます。モンベルのお話もございました。できることを少しずつということで、モンベル工房もできましたし、先般は広島県の広島紙屋町店のほうで、3回シリーズで、モンベルのほうで講座をさせていただいて、たくさんの方に御来町、御来店をいただいたということでございます。そうしたつながりの中で、こちらのほうに足を運んでいただけるような、そうした観光のありようを研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、10番、庭田議員の質問が終わりました。
ここで5分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は3点通告してございますが、まず1点目に、役場の職員並びに任用職員の規模とといいますか、人数とといいますか、効率化についてというお尋ねなんですけれども、町長はいつも、人口減少は緩やかなというふうな表現されますけれども、現実はその限りではないと私は感じております。全体で職員が100、任用職員が正規に言ったら187ではないかと思うんですけれども、約300人がこの人口に対して適正と言われる根拠ですね。類似団体がどうかということじゃなくて、実際の吉賀町の規模に対してはどうなんだろうかというふうなことを考えます。業務によっては、あるいは、外部委託ができる事務事業っていうふうなものもあるということは考えられますけれども、政府のほうも今回、働き方改革ということの中で、任用職員につきましては、処遇待遇が改善された、保障されるということは非常にいいことではあると思いますけれども。

昨年の末に、2020年から2024年までの地方創生の第2期総合戦略が決定されました。方針案は、新型コロナウイルス感染の拡大で、地方へ移住への関心が非常に現在高まっております。そう

した中で、企業はリモートワークだとか、サテライトオフィスとか、ワーケーションといったようなもう取り組みをしているわけですが、そういったことを後押しする。地方の新しい生活様式に対応して、行政のIT化とか、医療や農林水産業の強化などに20分野を掲げて、自治体にそういう地方創生のないものに対して、事業を20分野に分けて推進するように求めています。という中で、当町のそういった分野の提案ですね。そういうことはどういったことを考えておられるのかを、まずお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員1点目の役場職員、任用職員の規模、効率化についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、12月1日現在の職員数について申し上げたいと思います。これは、我々が今集計をした状況ということで、お聞き取りをいただきたいと思います。

常勤職員につきましては99名、再任用職員は2名、そして、会計年度任用職員は222名ということでございまして、合計で323名という状況でございます。

常勤職員につきましては、第3次吉賀町定員適正化計画に基づきまして、定員管理を行っております。計画の基本方針は、新たな行政需要や、年度途中に顕在化する緊急課題に対応できない状況を避けつつ、不断に業務改革に取り組む中で、常に現状分析と将来予測を加味しながら、抑制基調の定員管理に努めることとしておりまして、この方針に基づいて、その管理を適正に行っておるところでございます。

また、会計年度任用職員についてでございますが、新たな行政需要による事業量の増加や、専門的な知識や資格を有する職種、さらに統計業務もございまして、統計調査員や町有地の草刈りなど、実情に見合う人員を会計年度任用職員として任用、採用をしているところでございます。

民間委託や指定管理者制度の活用が適当である事務事業につきましては、行政運営の効率化を図るために必要ですが、委託をすることにより住民サービスの低下がないか、また、将来にわたり住民サービスを確保できるか、十分に検討をする必要があるということでございます。

少しほかの団体と比較するとというお話もございましたが、とはいいながらも、やはり役場、行政の仕事というのは、同じ仕事をしておったり、それから、同等のサービスを行政サービスとして住民の皆さんへ提供しているということでございます。

そうした観点から、少し県内の町村との比較、まあ市部は、これはまた大きい行政規模でありますから、町村の中での、いわゆる規模感といいますか、比較を、少し数字を申し上げたいと思うんですが、どういう数字かといいますと、役場の職員に対して、いわゆる人口規模、吉賀町でいいますと約六千数百人、二、三百人でございますが、人口を、行政エリアの中の人口を職員で割る、除する、要するに、その数は何かといいますと、役場職員一人に対して、どのぐらいの住

民の方をカバーをしてるのかという数字だろうと思います。おさえる時期は、昨年の４月でおさえた数字でございますが、吉賀町の場合で申し上げますと、昨年の４月１日に、職員一人当たりの住民数ということで申し上げますと、６０．９人でございます。まず、これをお知らせをさせていただいた上でございますが、その人数の、いわゆる職員一人当たりの住民数が、要するに、少ないほうから申し上げたいと思うんですが、隠岐諸島にあります知夫村は１７．７人でございます。そして、海士町が３０．０、さらに本土でございますが、飯南町が３１．１、西ノ島町が３６．５、美郷町が４５．０、お隣の津和野町で申し上げますと５２．４ということで、吉賀町が申し上げました６０．９という数字は、この１１の自治体の中では一番大きい数字です。ということは、県内にあります唯一の町村の中で職員一人当たりがカバーする、いわゆる住民の方の人数は、吉賀町が一番大きいということです。ですから、おのずとそこには、まず、負荷がかかっているということは御理解をいただきたいと思います。これは、県内の町村との比較で申し上げました。

もう一つは、オールジャパン、国レベルで定員モデル、これは、幾らかこれまでもその言葉は発したことがあると思うんですが、国が持っております定員モデルというのがあるんですが、これで試算をいたしますと、吉賀町の場合は、全国規模で申し上げますと、実数でいうと７人ぐらい少ないと、こういう状況でございます。ですから、７人少ない規模の中で住民の皆さんに対しての行政サービスを行っていると、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

ここまでの、職員の数であったり、それから、会計年度任用職員の状況ということで、まず提供をさせていただきました。

それから、後段は、総合戦略のお話でございました。

この町の総合戦略につきましては、今年度から２年間、計画期間を延長をすることとしておりますが、国の第２期総合戦略における取り組み、そして、新型コロナウイルス感染症に端を発する新しい生活様式や働き方といった動きに対応できる行政の仕組みのありようにつきましては、機を逸することなく対処してまいりたいと考えております。

現下の状況を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策のため創設をされました地方創生臨時交付金の算定におきましては、新しい生活様式等への対応分が考慮されまして、地域の社会経済情勢そのものを、将来の感染症リスクに対しても、強靱なものへの改革が推進されています。その具体策として、国の「地域未来構想２０」、これが恐らく河村議員が言われる２０の分野のことではないかというふうに思っております。御紹介のあった２０の項目でございます。

吉賀町の計画につきまして、これがどういうふうに反映をされているかということでございます。

概略を申し上げますと、今回の町議会定例会参考資料でもお示しをしておりますが、令和２年

度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画によりまして事業実施を行っておるところでございまして、その中には、いわゆる3密対策、これは庁舎等の感染防止対策でございまして、教育分野におきましてはICT化、GIGAスクール構想がそうだろうと思います。それから、強い農林水産という分野もございまして、これもICTの関係で、いわゆる親機・子機を配備をしたいと、こういう部分の有害鳥獣捕獲事業でございまして。それから、商品券・旅行券の 카테고리もございまして、これは今12月1日から始めた、いわゆる商品券、地域振興券、こうしたメニューでございまして。こうしたところで、あらゆるところへ散りばめて、その効果が最大限発揮できるように、今取り組みを始めているところでございます。

それから、リモートワークとか、あるいは、ワーケーションの話も以前から河村議員言われていますが、これについては、実施計画の中では記載ないわけですが、既に役場の業務の中では、こうしたことを活用して、テレビ会議等も今十分行っているところでございますので、そうした運用についても、これからもさらに検討を加えながら、対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 県下では60.9人と、6,000人に対してですね。非常に職員には負荷がかかっているという説明でありましたが、他方では、市でいいますと、大田、出雲とか言えば、任用職員が法制化されることによって、非常に職員の残業が多くなったということが新聞に最近出ておりますけれども、やはりそれだけ負荷がかかる、言い方によったら、人口対比でいったら、ほかのからいしたら、職員が少ないという言い方だろうと思うんですけども、そういうことになると、一般的な事務、特異的な事務、臨時的な事務も合わせると、かなり職員には負担がかかっているんだというふうに思うんですが、残業の時間数と、最長どのくらいあったんかということと、一年間の合計金額、分かっておれば、お示しをいただきたいと思います。

それと、コロナ禍に対しましては、今回も決定ではないようでございますが、国の第3次補正でも全国知事会が要望して、非常に疲弊しとると地方は、ということの中で、1兆5,000億円を見込んで増額するということを表明されておるわけなんですけども、時短要請とか、協力金とか、医療体制の強化などに幅広く使えるってようなこともありますので、ぜひその辺のところを、町の財政をしっかり精査して、医療体制の充実とか、そういうことにもお金がかかるわけですから、その辺でしっかりと計画書を練り上げて、無駄のないような使い方をしてほしいと思います。

それと、人数的には60.9人という、負荷がかかっているというような説明ではありますけども、それとこれと引き合いにするのはいかがかとは思いますが、島根県下の給料の話なんですけども、ラスパイレスが100を超えている町村というのは、ここ3年間の平均では吉賀町だけ

ですよ、一番高い給料。それで、過去の3年間を見ましても、99%何がしっていうところも、県下ではあまりありませんよ。

そうした中で、町民の声とすれば、類似団体がどうだとか、隣の町がどうだとかでなくて、それだけ職員が頑張ってるというところも町民の方にも理解していただかなくてはなりませんけども、やはり給料もそれだけのことを支払ってるっていやあおかしい言い方でしょうけども、その辺のところもあります。相対的に見たときに、今6,115人ぐらいですよ。その中でも、まあ住基ネットには出てるわけですけども、外人の就労者の方が207人ぐらいおられるわけですよ。そうすると、実質は吉賀町民ってのは5,900ぐらいになるだろうと思いますが、そういったところで、やはり町民の声というのは非常に、何ていいますか、職員が多過ぎるんじゃないのっていう声は非常に大きくあるんですよ。私は、類似団体がどうだとか言う前に、やはり6,000人の町民に対して60人を一人が担当しとるということですから、それだけ頑張っておられるわけなんです。ということは、それだけいろんな行政事務にも、予算にも、そういうことが反映されてしかるべきだと思うんですよ。それを、隣の町を引き合いに出すのが正しいかどうかと言うたら、私もちょっと考えるわけなんですけども、我々が思いますのは、吉賀町、今、一般会計積み上げて79億円ですよ、この12月で。じゃあ、隣の町はどうなのかっていったら、もう既に116億7,000万円ぐらいいってるわけなんです。そうすると、率にしても、まあ津和野町なんか一般会計でいいますと、前年対比32.1%の増っていうような。お金と人数とがどうこうというのも比べようが変な話かもしれませんが、やはりそういうことにも私は関係するのかなっていうふうに思います。

しかも来年は、国でさえも、コロナ禍で税収が物すごい減になるだろうという予測をしております。ということは、吉賀町も次年度にはかなりの税収が減収になるんだろうと思います。法人2税ですよ。法人事業と地方消費税。この2税がかなりの減少。したがって、住民税その他も落ち込んでくる。そういうふうなことを考えますときに、職員が100人というのもですが、任用職員のことも、先ほど言った222人、323名、私の想定よりははるかにちょっと多かったんですけども、そういうところも、やはりきちっと精査して、懐に見合った、財政に見合った人員っていうのも考えていくべきじゃないかなっていうふうに思うんですけども、町長の基本的には、先ほどのような60人も抱えてるんだよということになしに、今から人口がどんどん、緩やかだと町長おっしゃいますが、私は減少をしていくだろうと思いますよ。隣の町、隣の町を言うようですが、益田市だって人口拡大課っていうのを設けておりますが、山本市長がですね。7年前に公約して課を、特別課をつくったそうなんですが、依然としてあれだけのマーケット、地の利がありながら、益田市でさえも人口増加は見込めないんですよ。そういった現状の中で、吉賀町って決して例外ではないと思いますよ。高齢化比率は、80歳以上が何人おると思います。

65歳以上が2,800人ぐらいおられる町ですよ、この町は。そうした中で、人口の、まあ後ろ向きな話をしてもいけません、人口減少は紛れもない事実です。そうした中で、今からの、次年度に向けて、そういうところから削減計画、方向を出していかないと、町政も運営も大変になってくるということを私は申し上げたいんでありまして、今すぐこうというよりも、来年度はどうする、任用職員についてはこうだという考え方を、町長の基本理念ですね。考え方をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、人口のことをお答えしたいと思いますが、私は決して人口が増えてるというふうに申し上げてるわけではなくて、人口減少率が若干ではありますが、緩やかになったということです。ですから、人口減少というのは事実として認めながら、その減少率が緩やかになったということですから、当初、いわゆる人口ビジョンを平成27年度につくって、向こう5年間の計画を立てて、まあ元号変わりましたが、令和42年には、社人研でいくと、二千五百数十人のものが、どうにか策を講じて4,437人までもっていこうと、抑えようと、こういうことで目標を立てたわけでございます。あまり数字を並べるとよくないかも分かりませんが、やはり今、目標設定をして、それに向けて今頑張っていますが、現に今、人口ビジョンの数字と比較をいたしますと、間違いなく100人から100、200の半ばぐらいのところをクリアをして、今推移をしております。これが、今、人口減少率が若干緩やかになったということでございまして。

先般も10月の1日付で、今年は国調、国勢調査を行いました。我々といたしましては、この数字が一番気になります。なぜかといいますと、向こう5年間の交付税が、全てこれで決まるからでございます。今、これはまだ公表してない、いわゆる担当課の段階での手作業の集計の話でございますが、前回の平成27年の国調のときの人口減少率は、これは公表されておりますけど、マイナス6.4%でございました。

遡りますと、その前前からいいますと、人口減少率が10%であり、その次が7.5%であり、そして、前回は6.4%ということで、今回の人口減少率は、まだ本当手作業の段階でございますが、六千数百数十人の人口で、人口減少率は4.1%だということです。まさにこれが、マイナスではありますが、10、7、6、4ということで、緩やかになってきたというあかしでございます。これをやはりまだまだ回復させ、あわよくば、これをプラスにしていけば一番いいんですが、ここでしっかり踏ん張っているというのが、これが人口ビジョンであり、そして、今、総合戦略を2年間延長してやっておりますけど、こうしたことで取り組んでいかなければならないということだろうと思っております。

それで、職員の話がございまして、残業のことがございました。残念ながら、今、私も、それ

から、担当の総務課長も、今この場で職員の時間数であったり、それから、金額は数値持ち得ておりませんので、お答えすることはかなわないわけでございますし、それから会計年度任用職員、先ほども二百数十名申し上げましたが、これは折り折りです。と必要なんです。といいますのは、今年、先ほど言いましたように、いわゆる国勢調査をやりましたが、この調査員も全部会計年度任用職員なんです。それから、選挙をすれば、それに関わる方をたくさんお願いをしますが、これも全部会計年度任用職員。ですから、我々が施策をする以外のところで、必ず会計年度任用職員というのが必要になるわけです。ですから、それ以外のところも当然ありますが、県あるいは国の政策のところでない、我々の町単独の施策の中で切り詰めができるところは、会計年度任用職員もしっかりこれは見極めて、採用、雇用をするかどうかということは検討していかなければならないというふうに思っております。

ラスパイレス指数の話がございました。これは、やはり人口規模であったり、それから、行政規模のところ、大きく小さい自治体は変動があるわけでございますが、数年前まで吉賀町も100を超えておりましたが、今は100を切って、とは言いながら、九十数%ということで、高いレベルにあるということは否定をするものではございません。

そうした状況でございますので、今回も給与の、いわゆるプラスにつきましては、なし。一方で、賞与については、我々と特別職も含めて0.05月はカットをすると、こういうことでありますので、やはり情勢適応原則をしっかりと見て、対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

予算のお話もございました。隣の町の予算の話もございましたが、これは、やはり標準財政規模ということがあるわけでございますので、隣の町がこれだけお金を使っているから吉賀町もというお話だろうと思いますが、決してそうはならないということは御理解をいただきたいと思えます。先ほど言いました人口とか、それぞれの施策に対して、地方交付税が標準的にこうだということで配分をされる、特別事情があるときには、特別交付税ということでプラスアルファがあるという、その依存財源が約半分あるわけですけど、それと、あとは、本当数%の自主財源の中で毎年度の予算編成をするということでございますので、その点は、単純に比較にならないということは御理解をいただきたいと思えます。

そうした状況で、今回コロナの関係もありますから、当然、今、職員がやっております来年度の当初予算の編成は、非常に困難を極めるというのは見て取れます。税収が下がってまいりますので、これをいかようにして取りまとめ、見極めて、その上で、いわゆる施策を組み立てていくかということでございますので、これはまた、年が明けた3月の段階での当初予算編成の中で、いろいろお示しをさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（９番 河村由美子君） 隣町の１１６億円の話ですが、これは、私は、人口対比でいいますと、津和野町と吉賀町は８３５人しか変わらないんですよ。そういうことで人口で交付の配分があるっていうのは、普通交付税の話ですから、あとは、事業をいかにやったかと、やるかということであると思います。

それと、町長が言われるように、希望的な目標とか、現実っていうものは非常に差異があるわけなんですけども、そういったところで、人口減少が緩やかであるということを希望的観測にして、そういった努力を惜しまずやるということになれば、いいかと思います。

それと、余談の話するようですが、私の時間は３４分しかありませんので、１問目につきましては、これで置かしていただいて、順番ちょっと変えまして、３番目の質問に入りたいと思います。

病院の公設民営化の進捗状況についてということをお尋ねしたいんですけども、今朝ほども３番議員が詳しく質問をしておりましたけれども、その中で、私は、経営改善が出されたのが９月であると、そういうものを見て、財政支援のものとか、国の支援の問題とか、一応目途とすることは令和４年度であるというふうなことをお聞きをしました。そして、病院のほうからも経営改善というふうなものが９月に出されておるんだろうと思いますけども、そういった分析をきちっとして、同時に町の財政をきちっと、人口の動態を推計する、最低５年、１０年という中で、今の町の財政規模で、果たして今の状況の、今、石州会がやっておられる病院の規模、そういったもので維持ができるのかどうか。ってことは、誰が考えても人口その他がどんどん減っていく。

例えば、また隣町を出すようですが、８３５人多い。こっちが６，１００ですから、約六千、おおかた９００ですよ。そして、津和野町に病院があるのが５０床ですよ。そういったことを考えると、むしろここは人口がそれだけ少ない。そうした中で、適正規模っていうのがおのずと出てくるんじゃないかというふうなことを思います。

それと、町長は今検討中だということで、先ほどの質問にも、具体性を示して、いつこうする、ああする、何規模にするという答弁はされてませんけども、それは、やはり段階的にでもそういったことを示していかないと、令和４年っていうのはもう、今１２月、今日は７日ですから、もうすぐ３年ですよ。もう１年何がししかない。そういった中で、緊急２４時間のことはどうするのかとか、適正規模はどうなんかなとか、財政支援の問題とか、そういったことを、病院の理事長はトップですよ。そういうことをトップトップの話合いをまずしている進捗状況と、町長が言われる公設の民営に向けて、県の福祉課、町、それと、病院と三者会談をしているということではありますけども、今、非常に町民が関心を持ってるのは、病院がどうなるんだろうかっていうのが一番の問題なんですよ。特に、ここは幸いにして、コロナの影響、患者はおられませんので、どうこうっていうことはないんですけども、やはり生身の人間でしたら、いつ容態がどうなる、

元気な者でも緊急性が起きるっていうようなことがありますので、そういったことを町長は、今の段階できちっと示される範囲のお答えをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、病院の公設民営化の進捗についてということで、議員のほうからは何点かにわたって小分けで通告をいただいておりますが、今ちょっとお話のあったところに特化をして、まず御対応させていただきたいと思います。順不同になるかと思いますが、その点、御容赦をいただきたいと思います。

まず、24時間体制、いわゆる緊急医療の話だろうと思いますが、この体制の問題についてお答えをしたいと思います。

石州会から頂きましたデータを基に検討した結果、救急の必要性は高いというふうに当然我々としても考えておるところでございます。特に町内には、ヨシワ工業をはじめ、24時間稼働の事業所が存在しているわけでございまして、本町から1時間半程度かかる益田圏域のほかの救急告示病院との位置関係や、それから、もう一つは、夜間ドクターヘリの活用が困難であるということもあるわけでございます。そうしたことから考えますと、町民の皆様の医療への安心を担保するには、やはり二次の救急体制は必要であるというふうに考えておるところでございます。

ただ、先ほど3番議員のところでもお伝えをさせていただきましたが、これからダウンサイジング、いわゆる規模を縮小ということになりますと、人員のことであったりという、やはり環境のこともございますので、とは言いながらも、厳しい状況なども当然想定をされるということでございますが、この点につきましては、石州会あるいは島根県と、そもそも県のほうが指定をした救急告示の病院でもございますので、協議を重ねながら慎重に対応をしていきたいと思います。

それから、もう一つは、人口対比の適正規模という、いわゆる標準的な、吉賀町にあった規模はどういうことかというお話だろうと思います。この点についてお答えをしたいと思います。町が望む将来の病院像案を検討をするに当たりまして、3つの項目において検討をしております。

まず、先ほどもお話がございましたが、お隣の津和野町でございます。人口、それから、高齢化率につきましては、吉賀町とほぼ同じ。人口は約840人ぐらい違うんでしょうか。あるわけでございますが、ほぼ同等と見ますと、病床数は、お隣の町の場合は49床ということ。

それから、2つ目といたしまして、中国地方それから四国地方の同規模人口の町村が設置をしております病院の吉賀町人口に換算した平均病床数が64床ということになります。

それから、3つ目といたしまして、六日市病院の現在の町内の方の入院数から推測される病床数、これはいろいろ段階を踏んで、精査をして、最終的に出てくる数字なんです。これで申し上げますと58床ということでございます。ですから、今申し上げました、ちょっと雑駁な言い方をしましたが、3つの視点から、いわゆる病院の将来像の検討をさせていただきますと、総じ

て言う、町内に設置される病院規模としては、いわゆる50から60、これが適正な規模になるのではないかとということで、町としての見立てをして、今、石州会のほうにその提示もさせていただいているということでございます。これも3番議員のところでも申し上げましたが、当然病床数の削減というダウンサイジングにつきましては、その方向は双方で変わるものではございません。ただ、やはり非常にデリケートな問題も抱えているわけでございますので、これから引き続き協議を重ねていきたいと思っております。

それから、石州会の病院の、いわゆるトップ、理事長との話合いのお話もございました。これまであり方検討会議の開催はしておりませんが、ちょっとこのしばらく間は開催もできていないということで、これは決して何かをストップしてるということではなくて、事務方の専門部会であるとか、そうしたところの事務の精査が今行っておるということでございます。随時共通理解が図られるように、面談等も重ねておりまして、基本的には行ったり来たりという関係でやっておりまして、先般も12月の3日、今回の冒頭の動静報告の中にも記述があったと思いますが、12月の3日に六日市病院に我々が出向きまして、面談を行い、基本的な考え方の確認、それから、今後の検討内容であったり作業手順、こうした情報共有を行っております。今後もこのような形で、双方行ったり来たりという関係の中で協議を重ねていきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 一応今の現状をお示しをいただきましたけども、あくまで目標とはいいいましても、あと残りが1年、雑駁に言いますと、今、50床、60床というような話もありましたけども、問題は、そこまで、まあ来年ということなら、期限を切れば、病院の経営のほうを私は今言ってるわけですが、今年度でも1億何がしの赤字が出ると。来年度も出る。それは今の石州会のことですから、それはもう今のところ町が云々ってことではないんですけども、例えば、それを今度、公設民営にするっていうことになると、そういう従来の既存のものが何がしあって、プラスアルファが今回もあるということになると、かなりの金額の、まあ病院の側は負債があると思うんですけども、そういったことを公設民営のときには整理しなくちゃいけない。これが長引くだけ膨らんでいくという気がしております。

そうした中で、やはり何ていいますか、目標1年ということの中で、やはり今、密に病院とのやり取りの中でしておりますということではありますが、そういったことが、我々はどういうふうに聞くこともあるんですけども、いたって事業課の方とか町民の方っていうのは、なかなかそういう、今の段階で決定した事項がないから発表ができないせいもあるかもしれませんが、私に言わせれば、町長は、昨年5月だったと思うんですけども、町長室へ私、副町長も一緒に同席していただきましたが、コラムを書いていますよね。町のお金をもって町誌を出してる中へ、コラ

ム、町長コラム、そういうことをやめてくださいっていうことを私は申し上げに行きましたが、いまだかつて、あのときは54号でしたが、今かなり進んでますけども、私は、それは売名行為しとるんじゃないですかと。ということになれば、自費でやってほしいという申入れもしましたが、その時点では、やめますということではあったが、全然やめてはられません。

それはそれとして、町長、よく聞いてくださいよ。私は、そういったものをやるのであれば、それは、町長は自分の行動記録を出してるだけじゃないですか。そういうことも、やはりそれもしかりですけども、やはりこういった町を左右する、命運を左右するような大事ごとについて、病院のことも、そういうコラムのところを使ってもよろしゅうございますから、段階的に今こうなっていますというふうなことをリレーで、私は登載すべきじゃないかな。そうすれば、公費を使われたって、こうだねっていうことにも。町民感情で物を言っとるわけなんですけども、そういったところを、やはり事あるごとに、町民どうなるんじやろうかねっていうことで、変なことが独り歩きしてしまうと、なかなか厳しい問題があります。

そうした中で、もう今現在経営しておられる病院のほうは、どんどん負債のほうが増幅する。先般出されたものでも、石州会から出されたものでも、もう22.5%ぐらいは患者数が減っていると。それは、コロナの関係で患者さんはおられませんが、やはり病院へ行くのを控えるというような高齢者の方とか、そういうことの中で、やはり病院に行くのが減少をしてるんだというふうに思います。そうすると、なかなか思いどおりにいかないということの中で、一番大切な重大なことですから、なかなか一気呵成にやいかないかと思えますけども、やはり財政のことも含めて、いろんなことを町民に随時知らしていくということもできると思うんですよ。そういったことを、やはり前向きに実行をしてほしいというふうに思うんですが、今の段階で答えとしてはできますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） コラムの話がございましたが、これは確かに町の広報を使わせていただいておりますが、これは、ほかの自治体でもそうした首長がコラムをしてというのはたくさんある事例でございまして、決して私、売名行為とか、そうした思いでしてるつもりはさらさらございません。むしろ私が皆さんのところへ出かけていたり、そうした状況をまちづくりに生かしていただきたいということで、今、毎月いろんなことを書かしていただいております。誌面のスペースが大きいということであれば、それは当然考えなければいけないと思いますが、ここは検討をさせていただくといいたしましても、やはり町民感情としてそうした御意見があるというのも、真摯に受け止めていかなければならないというふうに思っております。

それから、公設民営化ということで急ぐんだと。当然そうでございます。ですから、我々といたしましても、今、病院さんと事務方も含めて情報のやり取りをしておりまして、我々一番望ん

でありますのは、いち早く、一刻も早く経営改善に取り組まなければならないということです。当然公設民営化に行くのが目標でございますが、それに行くまでのプロセスと、行った後のプロセスがまた非常に大事になるわけでございますので、相対的に長い年月のところを見通しを立てるためにも、早い段階で経営改善に着手をしていかなければならないと。そうすることによって、公設民営化までも町からの持ち出しは少なくなりますし、それが、行く行くは、やはり公設民営化した後の財政出動の部分に圧迫をかけなくて済む、負担をかけなくて済むということでございますので、そうしたところをやっぱり念頭に置いて、今対応をさせていただいておるところでございます。

それから、町民の皆さんへの情報発信でございますが、広報のほうでいいですよと、恐らく今年の春、号外でペーパーを出させていただきましたが、それ以後のところでは確たるものを出していないというのは事実でございます。情報提供をする確たる、今、決定事項がないというもの確かでございますが、事務の進捗のさなかでございます。とは言いながら、重要事項の決定を行うところには差しかかっておりますので、先ほど申し上げました、先般12月の3日に病院のほうに出向いて、そこら辺りの協議もさせていただいておりますので、あとは専門部会の事務方、県も含めてでございますが、協議をさせていただきながら、皆さんのところへお届けする情報があれば、これは別に号外でなくても、通常の広報の中で情報提供できるわけでございますので、そのように考えておるところであります。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そういったことを号外でなくて、そういうことを随時できる、開示できる範囲が、町民の安心とともに開示されるべきだと思いますので、その辺をぜひ実行してほしいと思いますし。

それと、やはり公設民営に向けて、財政的なこととか規模の問題、そういったことは、なかなか、県も入っていただいておりますけど、それじゃこうです、こうしなさいっていうようなことは、なかなか、指導的な立場にはあるかもしれませんが、決定するに当たっては、やはり受け持ちの町が、この町のトップが、住民規模、その他いろんな財政、財政見たら分かりますでしょう。シミュレーション見ても、もう10年先には、何ていいますか、財政調整基金が4,000万円しかないというのが、何か調整して10億円になってるというのは、ある意味、信憑性のないようなシミュレーションですけども、何にしても財政が厳しいことには変わりはないので、そういった面からしても、やはり国や県はこうしなさい、ああしなさいと、私は決めないと思うんですよ。そうした中で町が腹をくくって、トップとこの状況の中でこういうふうにするという中で、それじゃ、県・国にこういったところを、例えば、起債でもあったりとか、そういうことについては幾らでもやってもらえらると思うんですけども、それには、まず本当

1年何がしかありませんので、そういった具体化、具現化をきちっとして、町民に知らせる、我々にも知らせる、そして、方針を決定していくというふうにしないと、3番議員も言われたように、2022年、再来年の春には六日市の医療専門学校も閉校になりますよ。そうしたわけで、課題は山積であるということでございますので、いずれにいたしましても、医療機関の存続っていうのは、この町、どこの町でもそうですけども、人間が、生物が生きる上には必須の条件でございますので、適時適切な情報開示は持って進めていってほしいと思います。ベストなことっていうのは、なかなか一気に難しいかと思いますが、安易な計画とかですね。要は、この町の大動脈が切れてしまうということをあくまで根底に置きまして、やはり相手方もいらっしやいますから、そのほうと円滑な話合いを持って、それは理解を求められる、理解していただけるっていうようなきちとした根拠づけを出せば、話っていうのは進まないことはないと思いますよ。そうしたところで、どんどん借金が膨らまないような方法を取らないと、いずれは町に跳ね返ってくるわけでございますので、そこら辺のところを、町長、しっかりとトップが決断をして、こういう方向で行きましょうよという中で、こうです、ああですっていう話を、ぜひ早々、緊急に進めていってほしいと思いますが、心意気といいましょうか、覚悟といいましょうか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変貴重な御意見ありがとうございました。財政のことは再三再四出るところでございまして、先ほども3番議員のところからもございましたが、現状を申し上げますと、今の状況の中で公設民営化に移行をするまでもそうでございます。公設民営化に移行をした後も、残念ながら現状のままでは、いわゆる今度は公設民営でございますから、町の病院会計のほうをつくると。それには、一般会計のほうから繰出しをしていくと。こういうお金の流れになりますから、そうすると、町の手持ちの貯金、基金の部分が、移行をしても、現状の中では枯渇をしていってしまう。それに使う財源は財政調整基金でございますが、これが枯渇をしてしまうという状況でございます。枯渇をするということは、吉賀町がなくなるということでございますから、それはもう避けていかなければならない一番の問題でございます、課題でございますから、そこをしっかりと肝に銘じて協議をしていかなければならないと思います。島根県もああして入っていただいていますけど、これはあくまで、お話がありましたように、指導であったり、助言という立場でございます。最終的に決めるのは、吉賀町が石州会、病院様との協議の中で決定していくということですから、それに向けて、これは当然、厳しい協議は当然でございますが、厳しい中にも円滑に協議が進むように、これからも心がけてまいりたいと思います。

そして、やはり一番大事なのは、吉賀の町民の皆さんの健康と命を守るのが第一義的なところでございますので、そのこともしっかりと踏まえて、これからもしっかりと協議を重ねてまい

りたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） そういう構えで、何ていいますか、禍根を残さない努力を、我々も含めてなんですけども、しっかりと進めていってほしいというふうに思います。

昼は下がっておりますが、申し訳ないんですが、10分ございますので、3点出しておりますので、地域商社についてということで。

地域商社の第1回の意見交換会っていうのが、10月16日に柿木、17日が六日市とあったわけなんですけど、それから、11月24日までに計5回、地域商社を考えるワークショップ等を開催したわけなんですけど、その参加人数と代表的な意見っていうのはどういうふうなものがあったかということをお示しをしてください。

それと、昨年の1,430万円と今年度1,960万円を合わせて約3,500万円という、これは補助金ということではありますけども、地域商社に費やした費用、そのことの検証をして、まだまだお金をしてもいいものかどうか、効果があったのかどうかというのをちょっと説明してください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、地域商社についてお答えをしたいと思います。

今お話がございましたように、まず、意見交換会の参加でございますが、10月の16日の柿木会場が17名、翌日の17日の六日市会場は23名となっております。

それから、ワークショップの参加についてでございますが、これは11月24日までのところで4回行っておりますが、10月の17日が、1回目6名、それから、10月の26日の第2回目が15名、11月の9日の第3回目が15名、11月24日の第4回目が7名というような状況でございます。

そこで出された主な意見ということでございますが、もうこれはたくさん御意見はいただいたようございまして、意見交換の中で申し上げますと、「できるだけできる範囲で実験的にやっていって、修正しながら地域商社をやっていけばいいと思う」、それから、「まずは生産者の話を聞いて、どうすれば生産性が上がるのかというのをやらないと、地域商社をイメージするのは難しいんだ」と、こうした意見もございました。

それから、後にアンケートも取ったようでございますが、その中では、「地域商社をつくったとき、どう変化するのがよく分からない」、それから、「町内によいもの、魅力あるものを束ねて、掛け合わせて域外に発信できるといいと思う」と、こんなアンケートもあったようございます。

それから、ワークショップ、今4回行っておりますが、それぞれたくさんの御意見なり、手法

が出ているようでございます。今回、手法といたしましては、視覚会議という形で会議を進めております。これは、いろいろな将来的なところのそれぞれが持っているイメージを上げて、それをもって話を抱負化させていこうということでございますので、それぞれの思いがたくさん詰まった言葉を出していただいてということですから、それをうまく組み立てていくという手法になるわけでございますが、様々な意見があったということで御理解をいただきたいと思います。

第2回目以降につきましては、これは、いわゆる地域商社にしたときのアイデアの提案をさしただくというようなワークショップでございまして、今日が第5回目になるのでしょうか、12月の7日が。何回かこれを重ねさせていただいて、年が明けて2月のところでは、全体的な取りまとめとしてのパネルディスカッション、あるいはプレゼンを行うというようなことで進めていきたいと思います。

それから、経費のお話でございます。地域商社事業全体の昨年度の決算額は1,474万円支出しております。今年度予算額につきましては、例のコロナの関係で見直しをした形で減額しておりますが、その補正後で申し上げますと1,591万円、合計で2年間で3,065万円という状況でございます。財源につきましては、山村活性化支援交付金と特別交付税を充てるということでございまして、先ほど申し上げました合計額3,065万円のうち、町のいわゆる実質的な負担額で申し上げますと、昨年度が664万円、今年度が659万円ということで、合計で1,323万円ということになりますから、3,000万円のうちの約1,300万円を町の持ち出しとして行っておるということでございます。経費として、差引きのを持ち出しでも、2年間で実質持ち出しが1,000万円を超えるという額でございます。ただ、ほかの自治体で行っているような、いわゆる地域商社の立ち上げの経費からすると、これは格段に安いというふうに思っております。ただ、比較で安いどころじゃなくて、それはやっぱり効果が上がるようにということが一番でございますので、費用対効果もしっかり見ながら、これからも続けていきたいと思います。もとより、今年度中に我々が立ち上げようとしておった、いわゆる財団法人も、議会のほうのいろいろな御意見を拝聴しながら、幾らかスピードを緩めて、後半の下半期については、意見交換、パネルディスカッションを通じて、関係者の皆様それから町民の皆様の御理解をいただくために、今汗をかいてるところでございますので、またその成果につきましては、2月の先ほど申し上げました会、あるいは、当初予算の編成の中で御説明を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 参加人数が非常に少ないと思いましたが、それと、最初に24人とか何とかいう、今は議会が6人も、職員が何人もっていったら、半数以上がサクラ的なといいますかね、そういう参加でございまして、非常に町民の関心度が低い事業だというふうに思いま

す。町長は稼ぐまちづくりのためにこういうことを、こういうことっていやあおかしいんですが、考えておられるんだと思いますけども、やはり費用対効果、現に1,323万円もかかってるわけでありまして、それと、そういうものを、何というか、立ち上げてやらなくちゃできないっていうこともあるんかもしれませんが、職員が大変負荷がかかってるということで、なかなかそのほうへ回わらんのかと思いますが、千田教授とかアドバイスいただいても、一般の人が考えるようなことしか考えていただけないというようなことも聞きますけども、要するに、町長のほうは、とりあえず財団法人を立ち上げたいという中で、団体的なところへ入ってください、我々の業界でいいますと産業界ですから商工会なんですけど、言えばですね。事業計画の順序が違うんじゃないかというふうになって、今頃になって住民説明会であったり、ワークショップやるっていうのは、順序、話が逆さまなんだというふうな意見もございますので、やはり一番いいのは、そういうことが町民が盛り上がると同時に、そういうものへ地域商社がどんどん出せるように、もう品物が、品数があると。

また、余談ですが、先般、津和野町の「まるごと津和野」っていうのが入ってましたけども、お歳暮ギフト、こういうものも地域のもの使って、ジビエのことでも出ておりますが、CASとかいう、CASっていうように聞いたような気がするんだけど、冷凍庫の立派なの買って、そういうIターンの方が解体したりしてっていうことですが、そういうふうなことでもやるというふうな、今年はイノシシのあれも多くございますから、後ほど何番議員かが質問するようでございますが、いずれにいたしましても、費用対効果ということと、ものには順序があるということだけを申し述べておきたいと思います。私は、何度も言いますが、未来永劫このものが駄目だと言っとるわけではございません。ただ、今の段階では無理があると。そういうマーケットができてない、土壌ができてないということを申し上げたいんでありまして、その辺のところをしっかりと、町長、いつも少量多品目ということでございますから、もう一度お答えを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 生産現場をとすることは前々からお話がございますので、そのためにも、先般、全員協議会で申し上げましたように、産地化を進めていこうということで、その第1弾ということで、ミニトマトということで御提案をさせていただきました。大いに期待できる分野でございますので、頑張っていきたいなと思っております。

それから、職員も非常に私は頑張っておると思います、本当に少ない人数の中です。その一つの表れといたしまして、今年の7月以降、ふるさと納税の返礼品が55品目増えました。今からの予定でも、また増える予定でございます。そのかいあって、これまで12年間の平均なんですけど、一年平均で、ふるさと納税の応募件数が30件で286万円しかなかったんですね。ところが、今、令和2年度で11月の末現在、これはほかの自治体に対して胸を張って言えるよう

な数字ではないんですが、今現在でもう既に５８０万円ぐらいになったということですから、当初、５００万円で今年は頑張りますと申し上げましたが、まずは、それはクリアをさせていただいて、もう少し今年度ありますから、少しでも上積みができるように頑張っていきたいなというふうに思っています。そのためには、職員だけじゃなくして、いろいろな方が今、携わっていただいたその成果として、今こういう状況でございますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

○議員（９番 河村由美子君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、３番目の通告者、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。午後は１３時２０分、１時２０分から再開します。

午後０時１８分休憩

.....

午後１時１７分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の一般質問を開きます。

４番目の通告者、１番、桑原議員の発言を許します。１番、桑原議員。

○議員（１番 桑原 三平君） １番、桑原でございます。私は２点ほど通告をしております。

まず最初の質問で、文化勲章受賞後の町の姿勢はということでお尋ねします。

去る１１月３日、澄川喜一先生が文化勲章を受賞されました。まずもってお祝いを申し上げたいと思います。このことは、我々町民にとっても大変名誉なものと存じます。

文化勲章とは、それ以前に文化功労者として文科省より選ばれております。毎年１５人から２０人程度でございます。その中からさらに顕著な功績がある人を毎年５名から７名の文化勲章受賞者が決められます。島根県では５人目の快挙、そして吉賀町にとって２人目という、かつてないような吉賀町の栄誉だと思っております。

町として、これからのこの先生の偉業についてどのように捉え、澄川喜一彫刻の道記念公園等、数々の町内にある施設、建造物に対してさらなる整備をするのか、そうしたこれまでの先生に対する功績についてどのように展開していくのか、町長の考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桑原議員の文化勲章受賞後の町の姿勢はということについてでございます。具体的には、彫刻の道公園等を含む功績の展開についてお答えをさせていただきたいと思います。

澄川喜一記念公園彫刻の道には、澄川先生の作品で申し上げますと、「およりんさんせ」「風」「TO THE SKY」の３つの作品、それから先生がUBEビエンナーレの審査員を務めておられるという御縁で、UBEビエンナーレの入賞作品であります大井先生の「G r a v i t a

t i o n」、それから濱坂先生の「大地の響き」、そしてペトレ先生の「HOPE DOOR」、この3つの作品の設置も行っているところでございます。

彫刻の道オープニングイベントを開催をさせていただいたわけですが、そのときには澄川先生自ら「TO THE SKY」に込めた熱い思いを語っていただいたほか、宇部市の学芸員の方に御来町いただきまして、小学生など参加された方を対象に、それぞれの彫刻の解説も行っていたところでございます。

澄川喜一記念公園彫刻の道のハードの整備につきましては、中止あるいは終了ということで議会にも御報告なり回答させていただきました。その後、彫刻に関するイベントなど大きな展開を行うことができていないのが現状でございます。

しかしながら、今回の文化勲章受賞ということを受けまして、来る12月、今月の14日には、ふるさと吉賀町に先生自ら帰っていただきまして、母校であります六日市小学校、それから作品の置いてあります吉賀高等学校の生徒の皆さんと、短時間ではございますが交流を深めていただくということを今予定しているところでございます。

先生につきましては、日頃からふるさと吉賀町のことを大変気にかけていただいております。記念公園の活用として、今後は小中学校の情操教育など新たな展開を考えていきたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたが、UBEビエンナーレによります交流もございますので、宇部市並びにときわ公園、さらには岩国市、それからこの益田圏域、こうした自治体との連携につきましても、これはソフト事業中心になろうかと思いますが、高所大所からそうしたことについて検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 澄川先生は2008年に文化功労者に選ばれておられます。文化功労者といえば、これはちょっと話の筋にそれますが、年金が支払われるということでございますが、文化勲章はそういった恩典、特典ちゅうか、そういったものはありません。

この彫刻の道記念公園をなぜ中止したかというのは、いろいろとちょっと住民の方にはなかなか理解が得られなかったような感が私は持っておりますが、この文化的施設をさらに充実すべきであると考えております。そして、こうした財政の許す限り整備をしていくべきではないかと考えております。

例えば、彫刻の道公園の横にあります研修施設、今現在、観光協会が使用しておられる研修施設があると思いますが、そうした別に大金をかけて記念館を作れとかいうわけではございません。そうしたところに今現在ある施設を有効に活用するためにも、そうした資料館的な感じでそういうものを町内外に知らせるべきだと考えております。この先生の功績は、町にとって観光資源に

もなるし、経済的な波及効果にも、文化的な効果も多大であると考えております。そして、町長も言われましたですが、今後、先生の許す限り時間があれば、さらにまた帰町していただきまして、先ほど町長も言われました児童生徒、学生の方に十分な文化的な芸術的な指導をお願いすべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、彫刻の道の整備のことをございます。これは幾らか前のところで、町民皆さんの御批判もある、そうした声があるからということで、いろいろな御意見をいただきました。折しもいろいろな条件が整ったということで、基本的にはその段階で、いわゆるハード整備につきましては、一旦これで終止符を打つと。あとはいろいろな方と、あるいはいろいろな町との交流を通じて、ソフト事業にシフトしていくんだということを申し上げたところでございまして、今の段階でそれを大きく軌道修正をしようという気持ちはございません。そこを大事にしながら、今からの展開方法は模索していかなければならないというふうに思っております。

そもそも今さら澄川喜一先生の御功績をどうこう紹介する必要もないかと思うんですが、まずはやはり、この町で生まれて岩国に出られて、そして錦帯橋を見ながら、そこが礎になって今のような経歴を積み重ねていらっしゃったということで、最終的には東京芸大のほうでは2期6年にわたって学長も務められました。そして、制作活動をしながら、本当に彫刻界では、なかなか受賞することができない平櫛田中賞であったり、吉田五十八賞を受章されたということでございまして。それから、褒章で申し上げますと紫綬褒章であったり、紺綬褒章であったり、それから恩賜賞も受賞されその栄に浴しておられる。なかなかそれだけの章を受章されるということは、本当に全国でも本当に数人しかいらっしゃらない。そうしたことが当然認められて今回、文化功労者の顕彰の後に文化勲章を受賞されたということだろうと思います。そうしたことをこれから我々は後世に継承していかなければなりません。

もう一つは、平成8年に同じく町内の御出身で受賞されました森英恵先生もいらっしゃるわけでございますから、同じ芸術文化の中で、そうした世界の中で、今回、本当にこの小さな町からお二方も輩出をすることができたということで、本当に町の我々の誇りでございましてし宝でもございまして、しっかり大事にして施策を展開をしていかなければならないということだろうと思っております。

それで、研修施設の活用のお話もございました。今、ほかの団体があそこへ入っておられて当然仕事をしていらっしゃいますが、ああして先生の黒御影石の「TO THE SKY」とか「風」が隣にあったりということで、非常に位置関係ではいいところだと思いますので、今御提案のあったような内容、これはソフトの部分に該当するところだと思いますから、検討もさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほどもこちらでちょっと御紹介をさせていただいた、UBEビエンナーレの吉賀町賞を設定をさせていただいて、その作品を今こちらのほうへということで、今3点ほどありますが。特に私は印象的だったのは、長門の御出身で大井先生という方、先ほども御紹介をさせていただいた大井先生の作品は「G r a v i t a t i o n」ということで、足のような彫刻がいっぱいあるあの作品なんです。

やっぱり感銘を受けたのは、澄川先生が審査員を務めておられるそのUBEビエンナーレでまず賞をいただいたということ、それから、その尊敬する澄川先生の地元で、ましてや澄川喜一記念公園という先生の名前を冠したその公園に自分の作品と一緒に置いていただける。この作品が今、先生の数年前に建立をされた「およりんさんせ」に一番近いところにあるわけです。非常に大井先生も感動されまして、その後何回かこちらのほうへ足も運んでいただいています。

彫刻家の皆さんにとっては、澄川先生の存在というのは非常に大きいものがあるんだろうと思います。今、ときわ公園で彫刻の丘に設置をしてある数点の作品がございますが、その中に先般のビエンナーレで吉賀町賞を受章されました鹿児島県御出身の川村秀彦さんの作品も置いてございます。

実は今回、先生が文化勲章を受賞されたということもあるんだろうと思いますが、この川村先生のほうからは、ぜひ自分の作品、これはいずれビエンナーレのこの賞の関係は、いずれかその作品をどこかよそに移さないといけないという約束事があるわけですが。こうしたことなので、自分とすれば、先生の公園のほうへ御寄贈させていただきたいと。ですから、作品の経費は要りません。移送費も要りません。ただ、高さが3.8メートルあるんですね、その作品は、今ときわ公園に置いてありますのは。ですから、当然こちらのほうへ移設をするということになると、基礎をやったり、いわゆる設置費がかかります。ですから、それをぜひ御負担をしていただければ、自分とすれば、吉賀町のほうへ彫刻の道のほうへ寄贈させていただきたいんだがというような大変ありがたいお話もいただいております。

町のほうとすれば、ハードの整備はということで、一旦、今、足止めをしておりますが、若い新進のそうした彫刻家の皆さんにとってみれば、本当に先生の存在というのは大きいものがあって、今回のようなそうした御提案もあつたんだろうと思います。そうした気持ちをやはり大事にしなければならないというところもございますので、またこちらのほうで、ソフトも含めてなんですが、今回の先生を受賞を契機に、どうしたことでもた施策の展開ができるかというのはしっかり考えさせていただいて、しかるべき施策ができれば、また議会のほうにも御説明をさせていただいたり、御理解をいただくようなこともさせていただいたらなというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（１番 桑原 三平君） 町長より本当すばらしいお話を聞かせていただきました。ぜひとも推進していただきますようお願いします。

そして、このことについて教育長にお伺いします。この生徒児童、学生に与える影響は大であると思っております。今後、この教育にどのように生かしていくのか、教育長の考えを聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 吉賀町名誉町民、澄川喜一先生がこのたび文化勲章を受賞されましたことに対し、改めてお祝いを申し上げますとともに、今後ますますの御活躍をお祈りしたいと思います。

先ほどもお話がございましたけども、既に文化勲章を受賞されております森英恵先生とともに、吉賀町から２名の文化勲章受章者が輩出されましたことは喜びに堪えません。

先ほど町長の答弁にもありましたが、澄川喜一先生の作品は、町内に彫刻の道などをはじめ数点が展示してありますし、近隣の益田市や岩国市などにも展示してあり、町民の皆さんがより身近で鑑賞することも可能であります。

本物の作品を教材として直接触れることも大切ですが、両先生が歩まれた課程や作品に対する思い、そして芸術・文化に対する考え方を学習することも大切だろうというふうに思います。早速、１２月１４日には、吉賀高校や澄川先生の母校であります六日市小学校を澄川喜一先生に訪問していただくことになっております。子どもたちに直接話をいただき、少しでも芸術的・文化的な意識に刺激を受けていただければというふうに思うところです。

教育委員会といたしましても、今回の先生の受賞を契機とし、これまでも増して、学校教育はもとより、社会教育においても芸術・文化を大きな教育のテーマとして意識し、各種事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） １番、桑原議員。

○議員（１番 桑原 三平君） 教育長の答弁で、こうした機会を捉えて、先生には早速、１２月１４日には小学校、そして高等学校と訪れて先生のお話を聞くという話を聞きましたが、これをできれば今後も時間が許す限り先生にはこちらへ帰っていただいて、そうしたほかの町内全体の生徒児童に対する指導になるようなお話をしていただけるような機会といたしますか、例えば、グラントワに生徒児童が行きやすいような環境を、グラントワに寄贈されている先生の作品をじっくり時間がかけて見られるような、そうした機会を持つことが必要だと思いますが、その点、まだそういった企画なりは考えていらっしゃるんですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） この受賞を契機として、今、具体的にこれをやりたい、あれをやりたいというような思いはないわけでございますけども、先ほど話がありましたように、グラントワ

に関して言いますと、いろんな文化的な展示であったりとか博覧会であったりとか、そういったものが開催されておるわけでございまして、グラントワに関して言うと、その辺の小中学校であったり公民館の行事であったりでバス代とかの助成もございまして、小中学生に対しては入場料の助成もあるわけでございます。どうも吉賀町内の小中学校も公民館も、なかなかその助成をうまく利用されていないという現状もございまして、今後こういったところを利用して、ますます文化的・芸術的な行事に参加できるようなことを考えていかなければならないなというふうにも思っています。

改めて、吉賀町教育振興計画を見ますと、芸術・文化に関わるところが少し弱いかなというふうに思いました。ちょうど来年度、教育振興計画の見直しにも当たりますので、この辺も少し力を入れるような方向で検討するべきだろうというふうにも考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） 先月ですか、柿木公民館が主催で子どもたちとグラントワへ行く企画がございました。たまたま私の家内も関係しておりまして、そこへ引率で参ってございましたが、人数がちょっと少なかったように聞いております。それにしても子どもたちの芸術・文化等に目を向けていただくような指導を強く望んでおります。

次の質問に移ります。

注意喚起を継続してはということですが、新型コロナウイルス感染症は、東京をはじめ都市部では第3波、科学者によれば、4波、5波とも言えるというふうな形でかなり感染者数が増加傾向にあります。幸いにして当町では感染者は発生しておりません。ですが、いつ発生してもおかしくない状況であると認識しておる次第です。

昨日までのこの付近の感染者数をちょっと見てみますと、12月6日、広島県では過去最多の60人ですか。島根県では1名です。山口県では60名弱ですか。そうした方が感染しております。また、岩国、周南、この近隣の市町でも発生はしております。このことを踏まえてお聞きします。

11月下旬に町のお知らせ等の配布物がございました。ちょっとそれをつぶさに見てみたんですが、この11月の配布の中には、新型コロナの記述がないように見受けられました。このことは、この新型コロナウイルス感染に対して、少し気の緩んでいるようなふうにちょっと感じておりますので、注意喚起だけはすべきではないかと考えている次第でございます。そして、予防することが重要ではないかと思いますが、そのあたり。そして、改めて発症、あるいは、そうした傾向が危惧される場合、住民の取るべき行動について、改めて行政の対応について考え方をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、注意喚起を継続してはということについてお答えをしたいと思います。少し長めになるかも分かりません。丁寧に御回答させていただいたと思います。

令和2年11月末現在でございますが、国内では新型コロナウイルス感染者数が、連日過去最高を更新する状況が継続しております。政府による定義づけはされておきませんが、3回目の大きな流行が第3波が到来しているというふうに考えるのが妥当だというふうに思っております。

その傾向としては、感染経路が特定されないケースが多く、男女を問わず幅広い年齢層が感染しています。島根県内においても、10月以降は特に県東部を中心に感染者が発生しているところでございます。県外とは言いながら、先ほどもちょっとお話がございましたが、お隣の広島県あるいは山口県でも感染者数が徐々に伸びておりまして、特に広島は、ここ数日のところはかなり大人数の方が確認をされているなというような印象を受けているところでございます。

当町では、住民の方々の御協力によりまして、これまで感染者を見ることもなく現在に至っておるわけでございますが、議員が言われるとおり、今やいつどこで発生しても不思議ではない状況となっております。また、寒い冬季を迎える中で、換気等の感染防止対策がおろそかになることが予測されておりまして、今まで以上の注意喚起が必要と考えております。

国におきましては、11月の12日付で感染リスクが高まる「5つの場面」や「寒冷的場面における新型コロナ感染防止策のポイント」が示されまして、これを受けまして、島根県も対策本部を数回開催をされ、島根県知事から県民の皆様に対しまして、6つの指示、事項が要請をされたところでございます。

この内容につきましては御案内のとおりでございますので、個々具体的なことは申し上げませんが、これを含めて12月の1日からケーブルテレビによりまして、町長メッセージとして映像の配信をさせていただきましたし、テロップによる文字放送、さらには町のホームページでの住民周知を行い、より一層の注意喚起を行っているところでございます。

改めてこれまでの対応や情報提供について振り返りますと、8月以降、町の広報の9月号では、自死対策として、コロナに絡む心ストレス、こころのストレス、こうした内容、それから10月号では号外の発行、11月号では、コロナとインフルエンザ感染予防について、そして発熱時の受診の仕方、こうした記事を掲載をして発行したところでございます。

また、サンネットでは、情報を更新しながら放送を流し、町内企業への出前講座などの啓発活動も実施しております。さらにコロナ対策を踏まえた災害時の避難所運営について訓練を行い、その備えをしているところでございます。また、これにつきましては、秋の風水害を備えた自主避難所の運営の中でも、そうしたことを運用させていただいたというところでございます。

感染拡大防止には、住民一人一人が常に感染のリスクが身近にあることを強く認識し、基本的

な感染防止対策を行っていくことが何より重要でございますので、これからも継続して広報誌やケーブルテレビ、ホームページなど、配信可能な情報手段全てを用いまして、感染予防、拡大防止のために注意喚起を行ってまいりたいと思います。

それから、後段の恐らく町内において感染者が確認された場合ということだろうと思いますが、そのことについてお答えをしたいと思います。

感染症防止法の規定に基づきまして、島根県の感染者の入院措置や移送等の対応を行うこととなります。その際、感染拡大防止のため必要と判断されれば、島根県の指示に従いまして、町が消毒作業等を実施する場合がありますので、万全の対応が取れるよう、8月に策定いたしました新型コロナウイルス発生時対応マニュアルにのっとり準備をしているところでございます。

このマニュアルでは、町内で発生した場合、直ちに町の対策本部会議を行いまして、直近の陽性患者発生から2週間は、平日、土曜・日曜日、祝日、こうしたことを問わず、8時30分から19時まで保健福祉課の保健師が中心となるわけでございますが、相談窓口を開設することとしております。

住民への情報提供につきましては、島根県が一元的に発表することとされておりますので、吉賀町から島根県が発表した情報以上のものを追加し発表することは、恐らくないものだろうというふうに思っております。しかしながら、町のホームページ、それからケーブルテレビ、広報誌等を活用いたしまして、島根県の対策等、迅速に町民の皆様提供してまいりたいと思います。同時に、町有施設の休業やイベントの開催の制限等も感染状況に応じて対応し、感染拡大防止を行うこととしております。

そして、町民の皆様の取るべき行動についてでございますが、先ほど申し上げました、基本的な感染症対策などの徹底をお願いするところですが、特に住民の皆様をお願いし取っていただきたい行動は、島根県や町などの公的機関が発表する正しい情報に基づきまして、人権に配慮した冷静な行動をお願いしたいということでございます。不確かな情報や個人情報の拡散等の人権侵害につながる行為は、厳に謹んでいただくことをお願いをさせていただいているところでございます。

議員の皆様におかれましても、住民の皆様に対し、冷静な対応を促していただきますようにぜひともお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 11月中旬の頃、ある方が、高齢者の方です。90過ぎ、93か4ぐらいだったと思いますが、発熱はあまりなかったんだけど、どうも食欲がない、吐き気がするというふうな形で、家族の方が六日市病院へ連れて行ってみたそうです。そこで検査というか、レントゲンかCTかは定かではございませんが、ちょっと肺に陰りがあって肺炎かどうかという

ふうな形になって、これはうちでちょっと対応が難しい、コビットの疑いがあるというふうな家族に話があったそうです。それですぐ徳山の中央病院ですか、周南市の周南病院に救急車で搬送されたということです。そういうことであったんですが、1週間ほどおったらコロナではなかった、疑いは晴れた。それでまた六日市病院のほうへまた転院して、そのときは救急車じゃなく、帰りは家族のもんが連れて帰った。それで1週間ほどの滞在ではあったが、検査費とか何かいろいろなあれで、ある程度の高額な金額になったとかいうのを実際聞いております。

そして、なぜ周南まで行かないと、検査なりそういった原因がはっきりしないのか。今は簡易な検査キットもあれば、それは病院で用意していれば、検査キットで益田の保健所なり、それからそうした検査ができる機関で対応できるんじゃないか。そうした家族の方の負担が増えてくるような状況ではないのかという話も伺いましたので、そうしたことについて、なかなか今住民の方が、本当になったときの対応について、すぐ、何ぼ今配布物で注意を喚起しても、実際年寄りの方や家族の方はどういうふうに対応して、適切な対応が取れるのかというのが難しい話だと思います。

そうしたことについて、今回この質問したのは、この質問によって、また住民の方の対応もある程度考えられるんじゃないかと思うわけでございます。

そうしたことについて、行政として、確かに、この指定感染症は県が対応すべきとは思いますが、町としてそれを先取りをできるような対応を考えていけるかどうかということが必要とも考えられますが、そうした住民の方の負担を少なくするような対応をお願いしたいと思いますが、その点ちょっと。私の質問がちょっと分かりづらかったかも分かりませんが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それぞれ御事情があったり、事例が一律ではございませんので、今御紹介のあった事例に対してどうしたことかという、適切な答えはちょっとできないわけでございますが。いずれにしても、早い段階で対応ができる、特に御家族の方の対応ができるように、そこらあたりの時間的なところは少しでも短縮できるように。これは先ほどもお話がございましたが、吉賀町とそれから直接的には島根県のほうと保健所のほうで協議をしながら、そうした支障があるのであれば、解決に向けて協議をしていかなければならないというふうに思っております。

今、PCRの検査も平日、それから祝日とか土曜・日曜日限らず対応しておられるような状況でございまして、毎日ではございませんが、吉賀町もPCR検査を受けられましたと、その結果が夕刻あるいは翌日出ますと、こういうような情報が入るわけでございまして、そうしたやっぱり情報が入れば我々も本当に一喜一憂しながら、陰性でしたということであれば、本当に胸をな

で下ろす。陽性というまだ御報告ないので本当にいいんですが。しかし、陽性ということが、いつ報告が入っても本当おかしくない状況でございますので、万全の体制で今準備をさせていただいているところでございます。

それともう一つは、我々が一番懸念しておりますのは、そうしたことがこの役場の職場の中で蔓延したとき、職員も感染をするリスクがありますし、それから職員の家族が感染をして自らに降りかかってくるということも当然想定される。そうすると、職場に出られないわけですね。ですから、今、役場のほうといたしましては、そういう中でも役場の業務を続けていかなければならないということで、対策本部会議の中で業務継続計画、いわゆるBCPでございますが、これを策定をして今運用ができる体制に準備をさせていただいております。

前提条件といたしましては、先ほど言いましたように、職員が出勤できない、欠勤率が40%、それから欠勤期間が2週間、こうしたことをまず前提に、先ほど言いましたようなBCPという計画を業務が継続できる計画を作っております。そうした中でございましてマンパワーがおりませんから、役場の業務を4段階に分けさせていただいて、優先度の高いもの、その次、その次、その次。ですから、一番最後に対応するのが、A、B、C、DのDなんですけど、そうした形で今順序立てをさせていただいて運用ができるような体制も取っております。

しかしながら、欠勤率が40%、欠勤期間が2週間というのは、あくまでこちらの見立てでございますから、現実問題、感染が拡大すれば、それ以上の欠勤率であったり、それ以上の欠勤が、いわゆるその期間が長くなるわけでございますので、そうなりますと、役場の職員も足りません。それから町内で医療の専門職の方も必要になるわけですが、なかなか供給ができないということになると、やはりそれをどこに求めていくかということ島根県しかないわけですね。ですから、そうした場合に、ぜひ、島根県の職員の方に派遣をしていただく、あるいは支援をしていただく。こうしたことをぜひお願いをしたいということを意見交換会の中でも知事のほうへ直接お話をさせていただいております。仮にそれがもし県のほうが可能であれば、早い段階で計画を策定をさせていただいて、我々も準備をさせていただきたい。そこまで今考えておりまして、いつ本当起こるか分かりませんから、万全の体制で臨みたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ぜひともこの新型コロナウイルス感染症に対して、県の指示もあると思いますが、町でできるような事は、できるだけ町でも対応していただきますよう。また、特に住民の方の不安や負担を取り除くよう強く申し述べて、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、1番、桑原議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時02分休憩

.....

午後 2 時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5 番目の通告者、5 番、中田議員の発言を許します。5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 5 番の中田元でございます。1 問ほど通告しておりますので、よろしく願いいたします。

消防団の施設・装備の整備についてお伺いを申し上げます。

消防団は地域住民の最も身近な防災機関であり、消防活動をはじめ各種の予防警戒活動及び防災指導などに大きな期待が寄せられております。

消防団の組織は、ふだんはそれぞれなりわいを営んでいる者で構成されております。

消防の任務は、消防組織法第 1 条で、「その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災及び地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する」と定められており、消防団員の災害活動力を高めるとともに、施設及び装備等の管理も行わなければならないとなっております。

吉賀町消防団は現在、団長を筆頭に本部分団、第 1 分団から第 8 分団まであり、各分団の下に部がある分団もあります。団員の定数は条例で定められており、現在 3 0 0 名となっておりますが、1 0 月 8 日現在では、2 3 8 人と充足率は 7 9. 3 %と低い水準であります。そのため団員も若い人や知り合いに機会あるごとに声をかけていますが、なかなか増員にはつながっておりません。

そのような状況の下、町内での火災は、平成 2 8 年、8 件、平成 2 9 年、2 件、3 0 年、7 件、令和元年、3 件、今年も既に 4 件の火災が発生しております。

近年の火災は、昨年の七日市の火災に見られるように、発生すると食い止めるのが容易ではありません。先日、樋口地区での建物火災も全焼となりましたが、近くの山林に少し火が入ったものの、団員の懸命の消火活動により延焼を食い止めました。

この火災の消火活動に携わり、私が思ったことは、水利があまりにも遠かったことであります。ホースの延長約 5 2 0 メートル、ホースが 2 6 本、一線で使われております。このため通常より水圧を上げざるを得ず、ホースの破損があちこちで見られました。住民から、通常の点検が悪いのではというような声もお聞きいたしました。このような遠距離からの水利は、いろんな面から消火活動に支障を来すと考えます。

現在、町内に防火水槽が 1 0 3 か所、消火栓が 3 0 6 か所、そのうち柿木地区に防火水槽 4 5 か所、消火栓が 7 9 か所あります。旧六日市町には防火水槽が 5 8 か所、消火栓が 2 2 7 か所あります。私もここに持っておりますが、ゼンリン地図にて設置箇所を確認いたしました。

その結果、自然水利や住居の密集地等を考えるとかなり少ないと考えております。例えば六日市市街地は、高津川、鹿足河内川があるとしても、防火水槽が新町集会所と六日市病院入り口交差点の2か所だけです。別に久保田地区2か所と溝上に1か所ありますが、これもかなり離れております。特に蔵木地区全体に自然水利がほとんどなく、水槽や消火栓の増設が必要と思われます。

そこで、消防団の施設・装備の整備について、私の提案を言ってみたいと思います。

まず第1点は、防火水槽や消火栓の増設をすることです。私たち吉賀町の消防団の任務は、先ほど申し上げましたが、町民の生命を火災から守り、大事な財産の被害を最小限にすることです。延焼を食い止めようと懸命に活動する中で、水利が遠く、そのためにホースに水圧がかかり過ぎてホースが破損したりすると、当然消火活動への支障を来します。団員は非常に危険でもあります。

危険という点で、消火栓の設置場所について付け加えますと、立河内地区の沢田地域というところがありますが、消火栓が国道187号線の中央に設置してあります。万が一のとき、交通障害も甚だしく、団員も危険にさらされると考えますが、改良の余地はありませんか。

2点目として、機械器具点検は、各分団が1年に一度必ず行っております。消防ホースの点検は目視だけでは分からず、経年劣化によるホース内部の破損もあり、今後どのように点検するか具体的に検討しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

ホースは、平成14年に点検基準が改正されております。製造年月日から10年経過したら耐圧性能に関する点検ということになっておりますが、今まで点検を行ったことはないように思っております。この10年が過ぎますと、3年ごとに点検をすることというようなことになっていると聞いております。

第3点目は、消防団の定数を満たすような方策を取っていただきたいと思います。最初に申し上げましたが、現在、条例で定めた定数の79%にとどまっています。このことは、消防団の役割を十分に果たせる人数とは言えません。町の若者が減少している状況ではありますが、消防団の消防活動以外の予防警戒活動や防災指導などにも積極的に関われるように、早急に対策をいただきたいと思います。

以上、3点の提案を申し上げます。

最後に、消火栓の増設がかなうようなら、初期消火のために、近くにホースの格納庫を作り、消防団OBの方や地域住民が使用できる施設はできないものでしょうか。

現在、六日市病院の玄関の右側に3本ぐらいの消火栓の横から突っ込むようなものがありますが、そういうふうなものを私は思っております。他の自治体では導入しているところもありますが、いかがでしょうか。

以上、3点について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の消防団の施設・装備の整備についてということで一括でお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の防火水槽や消火栓の増設についてでございます。御承知のとおり、消防水利には、防火水槽や消火栓をはじめプール、池、水路、河川なども含まれておりまして、それらを活用して消火活動を行っているところでございます。

消防水利の基準は、消防法に基づきまして、「消防に必要な水利の基準」として消防庁が勧告したものにより定めたものでございます。防火水槽や消火栓についても、同法に基づいて設置しております。同法の基準に満たないことや水道施設の貯水量、機能的な限界があるなど、設置することが困難な場合や設置ができない場合もあるところでございます。

こうした課題につきましても、消防水利全体の問題であると捉えまして、この中で防火水槽や消火栓を増設することも検討し、地域ごとの実情に応じて整備していく必要があると考えております。

さらに個別具体の案件として、立河内地内の御紹介もございました。これは恐らく水道管の位置の問題もやっぱりあるんだろうと思っております。こうした事例にありますように、設置場所が交通量の多い道路内に設置している場所もございます。必要に応じて対策を講じていく必要があると考えております。

また、議員御指摘のとおり、火点、いわゆる火災の発生した地点から消防水利の距離が離れている状況もあります。ホース延長に伴うホースへの圧力上昇により破損した事案が発生している状況ですが、この点については消防水利の設置場所の問題解決に加えて、消火訓練などにより消防団員の消防力向上も併せて行うことが必要と考えております。機器操作や安全点検など、消防団員の消防力向上を並行して進めてまいりたいと思います。

2点目の消防ホースの点検についてでございます。消防団におきましては、毎月1回行っている機械器具点検でホースの状態、破損、積載数など確認しております。しかし、議員が言われるとおり、ホースの点検を今後どのように実施していくかを見直す必要があり、消防団の本部会あるいは幹部会において議論しているとの報告を受けているところでございます。

今後におきましては、消防団並びに常備消防であります消防分遣所などの消防関係者のお力添えをいただきながら、ホースの管理や点検方法について協議を行い対策を講じてまいりたいと思います。

3点目の消防団の定数を満たすような施策をぜひお願いをしたいということについてでございます。消防団員は、ふだんはそれぞれ自分の仕事に就きながら、火災や地震といった災害時には

現場に駆けつけて活動するほか、女性消防団員による防火啓発活動や救命講習会補助などの活動も実施しておりまして、地域に欠かせない重要な役割を担っていると認識をしております。このようなことから、消防団員の確保は大変重要なことと認識しておるところでございます。

消防団につきましては、自ら消防団員の募集に関する活動も実施しておりまして、今後も消防団の必要性について、行政も当然のことながら、幅広く声をかけていきたいと考えております。

御紹介にありました条例定数についてでございますが、当町におきましては、町村合併時は332人で行ってまいりたいと思っております。

最後のところで、ホース格納庫や消防団OBなどの機能別消防団員の設置について御提案がございました。今後検討課題があると考えておりますが、現段階におきましては設置する予定はございません。

理由がたくさんあるわけでございますが、主な理由といたしましては、消防団に所属していない方へ十分な教育が行えるかどうかということや、団員の退団理由といたしまして、体力的な問題を理由とする方が大変多うございまして、仮にそうしたことをした場合の二次災害のリスクが拭えないという状況もございます。したがって、そうしたことに留意をしなければならないということ。また、設備の維持管理といった課題もあるため、現在の考え方としては、現消防団員の消防力向上を主として進めていきたいと考えております。

しかし、消防分遣所や消防団だけでは全ての火災に対応することが難しくなる状況や初期消火のありなしによる影響など、火災が発生した場合、一番身近な地域の方の防火活動がとても重要になることも認識をしております。火災や災害時に備えたふだんからの備えや自主防災組織の協力など、地域の皆さんと連携して火災に備え、啓発活動等を積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 消火栓あるいは防火水槽について、法に基づいて設置してあるというふうに今御回答ございましたけれども、私、先ほど申し上げましたが、ここの六日市の市街地が、新町の集会所からこの役場の前ですね、約400メートルぐらいあるかと思います。その間に途中、消火栓が2か所でしたかあるかと思いますが、この防火水槽と鹿足河内川がありますが、その鹿足河内川から水を上げる時間と、それから防火水槽があるということでは、俄然今の初期消火という観点からとても間に合わないというように思います。消火栓もありますけれども、消火栓というのはあくまでも1か所ですと出してしまうと、次の消火栓からの水量は当然減って

くるということになるかと思います。そうすると、どこの地域もあるわけですが、ここの六日市の町なかで、これだけ六日市の一番端っからここの役場の前の川を挟んでまた六日市病院の入り口まで防火水槽がないというようなことは、今町長のお言葉ではありますが、防火水槽が途中ですね、例えば名前上げてどうか分かりませんが、小学校に入るところの例えば四差路の交差点とか、それから今の六日市の駅近所にも最低でもそのぐらい。それから六日市の今のさきやさんところから向こうに出た恩給側ですが、あの辺にも設置したらというような、これは私のあれですが。そうしないと、恩給のほうにしても、川から上げるというたらかなりの高さがあるわけですね。これを消防車が行って給水管をつけて上げてくるということになると、かなりの時間がかかるというようなことから、やはり防火水槽というものは、もう少し1年に10か所も20か所も作るということはないかと思いますが、1年に1か所でも徐々にでも当然、広げるというか増設すべきではないかと思います。これは今の六日市の町なかだけでなしに、やはり昨年の七日市の火災のときも林業センターか、あそこの付近に1個ありますが、やはり七日市の駅近所にも1つぐらい欲しいし、いろんなところですね。私、この今のゼンリンの地図から見ると、多いところは150メートルぐらいの間隔でもあるところはあるわけです。そうすると、150メートルというと、両方から行くと75メートルだから、ホースの二、三本届くわけですね。これが今言うような六日市の町なかで上げますと、かなり遠いから水が間に合わないというような状況になろうかと思います。ぜひとも、例えばの話で六日市の町なかのことばかり話しておりますが、私、柿木地区に関して、なかなか地形等が分かりませんので、七日市の地区、このゼンリンで見たわけですが、なかなか分かりませんけど。

今申し上げましたように、旧蔵木村のほうに向けては、ほとんど自然水利がありません。自然水利がないところで消火栓も個数が少ないために、消火栓も管の径が小さいから、この前の火災のときも、出してしまったら周りの家の今度は水も使えないというような状況にもなりますし、やはりここの町なかの消火栓がついておるのは、15センチとか10センチとか大きな管でございしますが、小さい集落に入っていくと、細い管がついておるだけで、1か所とっても圧力が少ないから消防ホースに入っていないとか、入っても水量が少ないから届かないというような状況になると思います。

町長が言われるように、法で決まったようにやっとなんと言いながら、やはりこの地図を、設置箇所を見てみると、かなりな誤差があるというふうに考えております。もう一度、その辺の防火水槽にしても、消火栓も数はあるけれども管が小さいから、実際にはこの前も樋口地区の分では防火水槽、先ほど言ったように500何メートルのところからの防火水槽からでないと水が出てこないというような状況になろうかと思いますので、ぜひともその辺のことを再調査して、増設するということを考えていただきたいと思います。その辺のことをもう一度お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ちょっと私のほうの答弁が言葉足らずでうまく伝わってなかったようでございますが。申し上げましたように、防火水槽であったり消火栓ですね、これは一定に基準があつて、それに基づいて設置をしているということでありまして、いわゆる規格についてのことでございます。ですから、例えば吉賀町全体、この六日市連担地、蔵木地区でそれぞれ消防水利として充足しているかどうかというのは、また別問題でございますから、設置については法に沿った基準に見合う消防水利、防火水槽とか消火栓はつけますが、今現状ある消防水利が充足100%かということ、そうではないということは我々も当然承知しておるところでございます。そういうことで、まず補足をさせていただきたいということでございます。

それで、自然水利の話もございましたが、自然水利も当然法で定める水利の一つでございますが、そこには河川があつたり、それからため池があつたり、そうしたことがあるわけでございますが。今、そもそも温暖化の関係で、水が非常に今も渇水期で少なくなっていますし、先般、樋口で大きな火災もございましたが、目の前には一級河川があるのに水が流れていないと、こういうような状況でございますが。一概に机上だけの中で消防水利があるなしということは、当然やってはいけないことでございます。現場の状況をしっかり見極めた上で、消防水利がいかようにあるのか、充足されているのかというのをやっぱり考えていかなければならないというふうに考えております。

さきの樋口の火災のときも私も現場におりましたが、本当に消火栓、防火水槽が非常に遠方にある関係で、御紹介があつたようにホースも26本つないで、やっと一線を520メートルかけて引っ張るということで。消防団員の方がたくさん現場におられるのに、消防水利がないがゆえに消火活動に当たれない。もどかしさがあつたんだろうと思います。私も指揮本部におりまして、そうしたことを強く感じました。

ですから、先ほど議員のほうからも御指摘もございましたが、基準に沿った消防水利が、各地区エリアでどのぐらい充足されているのか。もう一度点検をし直す必要もあろうかと思ひます。

私も随分前、若い頃に消防主任を少しやっておりましたが、そのときもありましたが、やはりエリアごと、集落ごとの消防水利のいわゆる必要数、それに対してどのぐらいの充足があるかということ。これは防火水槽も消火栓もそうでありますし、自然水利の川もそうでありますし、特に車両がありますから、ポンプ車と積載車の口数もそれに全部入ってきます。そうしたことをもう一回整理をしてみて、現場に合ったような施設整備が、今からどれだけ必要かということは、もう一回洗い出しをする必要があろうかと思ひます。これはやはり役場だけの仕事では到底かなえない部分があります。特に自然水利なんかというのは、地元の消防団員の方が一番御存じでございますから、ここの川にポンプをつければ間違いなく水利があるとかそうした判断は、地元の

消防団の方が一番御存じなわけでございますから、そうしたことを常備・非常備でしっかり、行政も当然入って検討させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） それともう一点、団員の充足のことでございますが、以前も 3 番議員がよく言っておられましたが、定員ですね。私も消防団の現場で動いておりますけれども、やはりなかなか団員がいないということは、先ほど申しましたようにいろんな活動にも支障を来しますし、ぜひとも広報なり、消防団のほうもかなりいろいろ考えておりますが、なかなかええ策がない。だから私がここで役場と消防団と一体となりながら、消防団の団員不足を補ったらという意味でございますので、ひとつまたその辺のこともお考えいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 消防団員の確保対策のことです。通告の中でも事細かに御指摘もございました。それで、私もいろいろデータを見てみますと、吉賀町が今、直近のところで 79% というお話でしたが、益田圏域の益田市、津和野町もやはり低うございますが、一番低いのはやっぱり吉賀町でございました。

それで、今、200 数十名の方が在籍しておられますが、その年齢構成を見ても、吉賀町の場合、これどこの消防団員もそうなんです、40 代から 60 歳以上のところの構成率が非常に高いんですね。逆に言うと、20 代から 40 代までの構成率が非常に低いということですから、ここをやはり充足していかないと、仮に 100% になっても、持続可能な消防団員、消防団ができないということだろうと思います。そうしたことをやっぱり検討していきたいと思います。そのためにもいろいろな策を講じていかなければならないと思います。

それから、吉賀町として一つ、課題は、せつかくある消防団を充足する策をまだ十分活用できてないんだろうと思います。

今、島根県と島根県消防協会とかが今やっております施策の中に、しまね消防団応援の店事業というのがあります。これ何かと言いますと、消防団を支援をしていただく、いわゆるそうした店舗を飲食店が主だろうと思いますが、そうしたところを登録を募って申請をしていただいてそうした店に登録をしていただければ、当然、消防団の充足するための PR であったり、のぼり旗を立てるであったり、それから消防団員の方が何がしかの証明をして何かを出せば、消防団員の方に限っては、いわゆる飲食について幾らかの割引をするとか、そうしたメリットのある制度もあるわけですから。そうしたことを消防団応援の店というようなことも、まだまだやっていくすべがあるんだろうと思います、余地がですね。

もう一つは、県がしておられるのが、消防団協力事業所の表示制度というのがあります。これもせつかくある制度なんです、吉賀町の場合は十分生かし切れてない。島根県内で当たってみ

ますと、消防団協力事業所、何がしかの申請をすれば、それに対して消防団の協力をする事業所という、いわゆるその表示が出せるんですけど、島根県内でかなり何百という店があるんですけど、吉賀町の場合は、その協力事業所の登録がゼロだそうです。

担当のほうにも聞いてみましたが、吉賀町にも吉賀町消防団協力事業所表示制度実施要綱というのがあるわけですよ。これ平成29年に作って告示をしていますけど、確かにこれを作ったときには何がしかのアクションをかけて、公募かけたんだと思いますが、結果的に今吉賀町の場合は、その事業所の表示をしておられるところがゼロなんです。

これも、今この要綱を見ますと、認定基準というのは非常に緩やかなもので、あまりハードルは高くないです。ですから、こうしたことに御賛同いただける事業所があれば、ぜひその事業所として登録をしていただくことをさせていただくと、その事業所自体もいろいろな設備、施設の更新とかのときに当然、経費が、投資が要るんですが、それに対して優遇される融資制度もあるわけですから、そうしたことをしっかり前面に出して広報して、消防団のいわゆる協力をしていただける事業所を増やしていく。

ですから、ただ単に行政だけ、消防団だけで消防団員の勧誘をするという、それも必要なんです、やっぱり町を挙げて消防団をしっかり確保していく、応援をしていくという機運をやっぱり上げていかないと、この少子高齢化の中で消防団員というのは、それでなくても本当に大変な業務であるわけです。ましてやなりわいを持った上にそうしたボランティアをされるわけですから、非常に厳しい中で活動していただけるということになると、やはり地域を挙げてそうしたことに取り組んでいかなければならないと思います。吉賀町も今総務課のほうを担当しておりますが、そうしたことをまた検討してみたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町と一緒に消防団も取り組もうという町長の姿勢がうかがえます。また協力してやっていけたらと考えております。

もう一つ質問がございます。防火水槽についてでございますが、柿木地区にあるかどうかちょっと分かりませんが、六日市地区に防火水槽が先ほど言いましたように58か所ありますが、そのうちの4か所が地上型であります。残りは全部道路の下とか駐車場の地下に埋まっておるわけですが、この4か所の地上型の水槽について、管理についてお伺いをいたします。

この地上型の防火水槽には、人が自由に入れないようにネットが張ってありますが、このネットが、私が見て歩きましたけれども、ここに町長のほうにはお手元のほうに写真を渡しておりますが、ほとんどがネットが破れて誰でも入っていける。これは1番は星坂の集会所の前にありますが、カズラが巻き付いて鉄板が腐っとるかどうか分からない、それから網は破れておるというような状況でございます。

こういった地上型の水槽があるわけですが、この水槽がどうにかならないかということでございますが、場所によって、私、今申し上げましたように、蓋の鉄板が破れとるんかどうかも分からないような状況でありますし。また、私がこの4か所をずっと写真を撮って歩いたわけですが、もう撤去していただきたいと。環境も悪いし、それから、子どもがその網にさばったり、中に入ったりする、もう気が気ではないというようなこともあるそうです。役場のほうにもそういうふうな撤去していただきたいというようなことを申し入れたが何もないと、返答がないというようなこともお聞きいたしました。

また、他の地区では、網も破れとるわけですが、実際にこの水槽に水がたまっているのかどうかということも、今のような状況でございますので、全く分からないというようなこともお聞きしました。これを何とか、管理ということになると、最初申しましたように、当然消防団も中の水があるかどうかという確認もですが、管理者として町のほうも見ていただきたいというふうに思うわけですが、この辺の地上型の防火水槽のあり方ですね、その辺のことをぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺のことを町長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど来申し上げております、重要な水利の一つであります防火水槽の維持管理につきまして御指摘をいただきました。私も議員のほうから写真の提供を受けたところでございます。大変ありがとうございます。星坂と六日市、それから朝倉と真田のこの4か所ということでございます。いずれも写真を拝見しても、まさにフェンスであつたり、それから蓋に問題があることは一目瞭然でございます。

今、お話がございましたが、近隣の方であつたり、土地を提供しておられる方が、もう撤去してもいいですよ、撤去してくださいというのは、やはりその維持管理の方法が悪いからだというふうにこれは思います。

消防の業務を所管しております総務課長のほうから担当のほうへ、現場確認をするという指示を直ちに出示していただきまして、早急にまずは現場の確認をしながら対応させていただきたいと思います。

地元の消防団というお話もございましたが、これは運用についてのお話でございます。管理責任はあくまで吉賀町、行政にあるわけでございますので、まずは現場をしっかりとこの4か所確認をさせていただいて、そのような適切な管理ができるように対処してまいりたいというふう考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） できるだけ早い対応をお願いしたいと思います。特に最初に申し上げましたように、消防団も地域の方と一致団結しないと、やはり消防活動にもかなり支障を来

すと思いますので、この辺のことを重々分かっていただき、分かっておられると思いますが、こういうふうな管理のことで地域ともめごとが起こるというようなことがないように、ぜひとも早速の手配をお願いしたいと思います。

消防団について、私も一消防団員として、消防団員でもあり議員ということで、なかなか質問もやりにくいわけですが、いい機会でありますので、こうして町長に直々に質問させていただきましたが、消防団と町がよりよい方向で進むよう、また町民とも一緒になって地域を守ることを頑張っていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時54分休憩

午後3時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 藤升正夫です。それでは、本日最後になりましたが、一般質問を行います。午前中、2の方が六日市病院の公設民営化について質問をされています。それと幾分重なる点もあるとは思いますが、あえて通告のままで質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、六日市病院の公設民営化への検討状況について、お聞きをいたします。今日の午前中の質疑の中でもあったように、町長は六日市病院を公設民営化にするという方向で検討をされているというふうに聞きました。そこで、改めてお聞きをいたします。公設民営化が適当と判断するに至った理由について、まずお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の六日市病院の公設民営化への検討状況はということで、まず1点目の質問でございます。判断に至った理由ということについてでございます。質問にございます令和4年度をめどに、公設民営化ということでございますが、これは6月、9月議会でも度々お伝えしておりますように、まず民設民営と公設民営の経営形態を比較する上で、公設民営化をどこかの年度に設定しなければならないため、令和4年度としたものでございまして、移行時期が令和4年度に現段階で決定しているということではないということは、改めて申し上げます。

また、公設民営が適当と判断させていただいておるということですが、これはこれまでのあり方検討会、これは専門部会のを踏まえてのあり方検討会議でございますが、病院の運営の形体として公設民営が適当であるという判断をしたということでございます。とはいいながらも、町財政に影響を及ぼす重要事項の検証が未実施であるということなどもございます。不確定要素が多いために、公設民営化について、引き続き、あり方検討会議において協議している状況であるということを申し上げておきたいと思います。

その上で、公設民営化が適当であるということの考えについてでございますが、これにつきましては、現時点においてもそれに変更があるものではございません。それはこれまで全員協議会等でいろいろお話もさせていただいたところでございますが、公設公営、それから民設民営、そして公設民営の3方式を比較した場合、医師、看護師等の医療従事者確保や特別交付税に加えて、新たに今度は普通交付税を見込むことができると。町の財政負担軽減につながるということなどから判断したためでありまして、40年の長きにわたって、吉賀町の地域医療を担ってこられました石州会を、いわゆる指定管理者として公設民営化をしていきたいという、基本的な考えを持って、我々としては協議をしているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、午前中にもありましたが、既に病院から将来にわたる収支計算書、施設整備更新計画を出されていると。ただ、改善策については出されていないということを午前中の中で答弁もありました。この改善策というのは、いわゆる経営上の収支が黒字化されなければならないと、そういうような必要な条件もあったと思いますが、その改善策における必要な条件についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 病院から出されております、その内容とそれから改善策の問合せでございます。石州会に提出を求めた収支計算書、それから施設整備更新計画につきましては、公設民営化に向けての課題整理についての一つである、町財政に影響を及ぼす重要事項の検証としてのものございまして、公設民営化するために必要な条件を備えた収支計算書等として求めたものではございません。

島根県への照会では、公設民営化を考える上での経営上の収支については、公設民営化で病院会計を運営していく際の町からの操出金が町財政を圧迫しないかが問題でございまして、それが支援をしようとする、やろうとする吉賀町の体力があるかどうかという、こういうふうに見ていただいていいと思うんですが、そういう問題でございまして、経営上の収支においての、いわゆる赤字黒字、それ自体が問題ではないというような回答を受けているところでございます。ですから、経営の部分もあるんですが、本来的には公設民営ということになれば、結果的に吉賀

町がもつかもたないかと、こういうことでございます。

しかしながら、令和2年3月吉賀町議会定例会において、社会医療法人石州会の経営安定化に関する要望書について、「さらなる経営改善の努力を求め、今後の町財政の状況を踏まえた財政支援をされたい」との意見が付され、一部採択されましたことや、現在の石州会の赤字経営の状況、さらに今後も赤字が見込まれることから、町の一般会計からの繰り出しに関して、長期的な財政負担を考えれば、当然、黒字経営、バランスの取れた経営を目指していくための、具体的な対策を早期に実施をしてもらいたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしましても、今その改善策がなかなか出てきていないということですが、これが出てきていないというのは、町としても次のステップにいけないまま放置されるということになるわけで、その点では非常に石州会側の姿勢そのものが私からすれば非常に不審を持たざるを得ない、そういうふうに受け止めております。何とか六日市病院が一緒になって吉賀町の医療を守ろうという姿勢で、強く取り組みをするということが、今できていない。その要因について、町長としてどのような思いを持っているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これはこれまでのほかの議員さんに対しての答弁と重複をするわけですが、先ほど申し上げましたが、町財政に及ぼす影響を分析するために、当初、提出となりました、これは令和2年8月25日現在の資料でございますが、社会医療法人石州会の病床編成及び収支予想では、損益計算書の経常損益は黒字を計上されておりました。支出の人件費見込みでは、令和4年度の人件費が12億7,265万1,000円、それから令和5年度の人件費の見込みは10億3,036万円、この2年度を比較いたしますと、人件費は2億4,229万1,000円の減額となります。それから、令和6年度も同様に比較してみますと、対前年度から2億6,515万7,000円の減となりまして、この2年間で約5億円の減となるため、このような人件費の大幅な削減がどのような根拠の下で現実的に可能なものか、明示していただく必要があったということでございます。

ですから、我々といたしましては、その根拠、要するにエビデンスの部分をしっかり示していただく、根拠のある資料をとということでございまして、それを強くお願いをさせていただいたということでございます。こうした状況でございますので、改めて町のほうから石州会に対してできるだけ実人数の積み上げで、人件費の予想を行っていただきまして、現実的な経営改善の下で収支予想を出していただけるよう、再度提出をお願いをさせていただきました。

それが現在、町財政に及ぼす影響の分析に使っております。これは、9月29日現在の資料ということで、改めて再提出がございました社会医療法人石州会の病床編成及び収支予想となるわ

けでございますが、令和6年度から公設民営化に移行した場合、損益計算書の経常損益で、公設民営化前の年度におきましても約2億円の赤字を計上、それから公設民営化後も令和7年度の2億3,400万円を最高に、30年にわたり1億円以上の赤字が発生するというような見込みになっているところでございます。

当初出していただいたところで、非常に人件費がぐんと落ちるので、その関係で黒字になった収支だと思いますが、なかなかそうしたことが実際問題できるんだろうかということもありましたので、今申し上げましたように、再提出を求めたその資料をもって、今は財政分析をしている直近の資料ということで分析をしておりますのは、今申し上げました9月の提出のあった資料について財政収支分析等をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと確認をいたしますが、9月29日の時点で出されているもので、今、町として分析をしているということで、追加的に病院に対して、根拠のある資料ということで答弁もありましたけども、その点について、病院側からは出ているのか、また出ていないのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 9月に出していただきました資料につきましては、あくまで数字の話でございまして、ですから、それに根拠となる改善策を示していただきたいというのは、引き続きお願いをしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私が思いますのは、今のままというか、9月の時点から既に2か月を過ぎてもなお、病院から確かな根拠のある資料というのが出てこないということが非常に問題だと感じております。ここで、私は一つ提案させていただきたいのは、町から病院経営について、幾らかでも分かる人を石州会の事務のところに派遣をする。こういうことは可能であるか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 石州会に対しての職員派遣ということでの具体の話がございました。当然、今の状況の中では、そうした人員配置を想定した担当課の、いわゆる人数的な配置になっておりませんので、現状で申し上げますと困難ではないかというふうに思います。

ただ、そうした状況が必要であれば、今のような御提案のあった内容も考えていかなければならないと思いますし、いずれにしても、職員が行くにしても、それからほかの外部からということも当然、想定されるわけでございますが、まずはその石州会といいますか、先方様のほうでそうした経営改善をやっていきましょうという、やっぱり気持ちと言いますか、そうした意気込み

がないと、これは誰が行っても、どなたが行っても、どうした手法で人間的な支援をさせていた
だいても同じでございますので、まずはそうしたところを双方でコンセンサスを得ていかなけれ
ばならないということでございますから、まず前段としてはそこがあると思います。

ほかの議員のところでお答えをさせていただきました。１２月３日に病院のほうに我々出かけ
させていただいて、石州会のほうは理事長以下、幹部の職員の方が８名だったと思います。我々
は、私、副町長、それから保健福祉課長、それから財政を担当しております総務課の職員、加え
て医療対策専門員、こうしたメンバーで出向きまして、いろいろな協議をさせていただきました。
そのときにお持ちしたのが、先ほど申し上げました財政推計をお持ちして、現状のこの収支の中
では吉賀町、いわば病院会計のところに対しての繰り出しの話でございます。こういう状況でご
ざいますということを説明させていただきました。

いろいろなディスカッションもさせていただきましたが、我々のほうとしてお願いをさせてい
ただいたのは、今日、今回このお持ちをさせていただいたその財政推計をしっかり検討なり、検
証していただきたいということと、引き続き協議をする場を、ディスカッションする場を設けて
いただきたい。できることであれば、そうした皆さんの、幹部の方もそうなんですが、そうした
方、それにはこの六日市病院の将来を担っていただく若い方も含めて、幅広い意見交換ができる
ような、そうしたテーブルをぜひ設けていただけないでしょうかと、こういうこともお願いをさ
せていただきました。

最後は、やはり我々が持っている病院像の部分と、今、病院さんが、石州会が持つておられる
病院像の部分に乖離があるわけですから、そうしたディスカッションの場で、意見交換の場で、
そうした乖離のある部分のところのすり合わせをぜひ行わせていただきたいということを、先
般の１２月３日の、いわゆる意見交換の場では我々のほうからお願いをさせていただいたとい
うことでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 今の御答弁の中にありましたように、若い人たちとも含めてデ
ィスカッションをするというのは、やっぱりこれから支えていく人との意見交換というのは非常
に重要ではないかと、私も思います。若干、話の点がずれるかと思いますが、今年の２月２８日
の全員協議会資料がございますが、この中に想定される各経営形態、メリット・デメリットとい
うのが出されておまして、公設民営のデメリットには、経営継続が困難な場合は速やかに後継
となる指定管理者の設定が必要であるというふうに書かれているわけであります。

町として石州会以外のところに移行するというのが、先ほどの答弁の中では石州会というこ
とで、はっきりと答弁されておりますが、そうでないところへの運営者ということは、将来にわ
たつての話ですが、可能か不可能か、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 公設民営化するに当たっての、いわゆる指定管理者についてのお話だろうと思います。公設民営化の主な形態は指定管理者制度となるわけでございます。指定管理者の募集方法につきましては、指定管理者制度の趣旨が民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることであることを踏まえまして、公募を原則としております。ただし、町は公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するために必要があると認めるときは、特定の団体を指名する非公募にて指定管理者の候補者を選定することができるというふうになっております。

このことは、この病院に限らず、吉賀町全体の指定管理者制度全てそうございまして、やはり一定の基準のところでしっかりした理由があれば公募方式でなくて、一つの団体、組織を見定めて指定管理者として選定をするということは、ほかの制度と全く同じでございます。今後、公設民営化が決定いたしまして、このような条文、要するに非公募でもオーケーだということなんです、こうした設置条例が成立した場合、町は非公募により指定管理者を石州会にすることも、それから逆に公募により広く指定管理者を求めることも可能になると、要するに双方の選択肢は当然出てくるんだろうと思います。

ただ、これはほかの議員のところで申し上げましたように、やはりこの地に開業していただいて、40年の歴史があるわけでございます。そして、この地域の医療、介護の状況が一番分かっておられる。ましてや、長きにわたって経営をしておられたということでございますので、そうした意味からすると、私の気持ちからすれば先般12月3日にも石州会の皆さんにはお伝えをさせていただきましたが、やはりその石州会の方にこの病院を公設民営という形で、ぜひ運営をしていただきたい、そうした思いでございますよということはお伝えをしましたし、やはりそうであるからこそ、厳しい選択、厳しい協議、そうしたことがあるんだということで御理解をいただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは次の質問に移ります。石州会（六日市病院、六日市苑）の現状ということで、既にいろいろな情報を持っておられる方もおられますが、あえて聞くものであります。六日市病院と六日市苑のベッド数が一般病棟42床、地域包括ケア病床8床、療養病棟60床、介護療養型老人保健施設、通称老健と言われますが、ここが平成23年11月に開設され、今年10月に34床を休止し、154床から120床に縮小しております。老健を縮小した理由について、把握していることを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、石州会の、とりわけ六日市病院、六日市苑の現状

はということで、まず1点目の御質問でございますが、令和2年10月からの介護療養型老人保健施設六日市苑の西棟34床の縮小についての要因についてでございます。看護師の減少によるものと、石州会のほうからは報告を受けているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） その看護師であります。昨年と今年の4月1日現在の人数で比較をいたしますと、看護師、准看護師合わせて、昨年151名、今年の4月で20名減の131名となっていました。その大きな要因について、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからも御紹介ございましたが、看護師につきましては、令和元年から令和2年において20人の減少でございます。これにつきましては、病院の奨学金の免除期間満了の看護師の減少、それから六日市学園生徒募集停止によります准看護師の入学がなかったことが大きな要因というふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 8月31日の医療介護あり方検討会議の専門部会では、残り120床についても石州会の意向として老人保健施設から介護医療院への転換を図りつつ、段階的縮小を検討していく考えが出されていることと、第8期介護保険事業計画策定を行うに当たり、ソーシャル・イノベーション・マネジメント、通称SIMといいます。会社名でいきますと株式会社ソシオエンジン・アソシエイツに、町の将来状況に対応した適切な施設等のベッド数や介護サービス基盤について、提言を求める準備をしているという御答弁があったというふうに思いますが、また、その後、この介護医療院の転換については、介護保険料が1か月210円引き上げることにつながるということなどから、島根県、町とも認めないという報告が出されております。先ほどの提言について出されているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 幾らか長い名前ですので、SIMということで、簡略に述べさせていただきます。SIMからの提言としましては、現在の吉賀町の介護保険事業状況から通いの場等への施設機能の転換を含めた入所施設のダウンサイズ、これは当然ベッド数の削減を意味するところでございますが、これによります在宅通所系サービスへの転換が必要との提言がありました。

これは、全国同規模の自治体、当然、これは総人口であったり、年齢構成等によるものでございますが、こうした同規模の自治体と比較した際の給付費適正化及び保険料基準額の上昇抑制に重きを置いた提言となっている吉賀町の抱える地域事情、例えば独居高齢世帯の割合の増加や、交通の便の問題、あるいは社会支援の乏しさ、こうした地域事情は加味されていないということ

でございます。この点について、別途我々としては考慮をする必要があろうかと思っております。

そのため、町独自に病院の入所者や施設職員への聞き取り調査を11月に行いまして、現在、その分析を行っているところでございます。今後、その分析結果から施設系サービスの必要量を見込みまして、SIM提言を参考に、適切な機能やベッド数等を検討し、第8期の介護保険事業計画の中に反映していきたいという心づもりで、今、事務を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 吉賀町の状況に合った形での計画づくりということで、今、検討中ということで、第8期の事業計画に反映されるものというふうに思います。そこで、午前中の質問の中にもたくさん出ておりましたし、先ほど看護師が減少したということをお聞きしたわけでありますけども、令和元年9月から役場の保健福祉課の内室として医療対策室が設置され、医療従事者確保専任の職員が採用されていることを、先ほど御答弁の中にもありましたが、その取り組みの状況について、新型コロナウイルス感染症による影響を含め、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 医療対策室のほうの業務の内容ということで御報告をさせていただきたいと思います。医療対策室に配置した医療対策専門員による看護師確保の取り組みにつきましては、石州会の訪問に行政も同行するというので、町の良さもPRし、町を挙げての受け入れ態勢であることを伝えることを目的に行っております。

平成31年度は、六日市病院の看護部長とともに14日間をかけて中国地方、それから九州北部の高等看護学校、それから看護大学、4年生大学の看護科、そして専門学校等の看護師の養成学校、全部で38校を訪問させていただき、進路担当教諭であったり、学校長に六日市病院への就業案内と併せて吉賀町の魅力等を説明させていただきました。また、公的な機関ということでハローワークにつきましても全部で12か所を訪問させていただいて、求人案内の内容に町のPRをつけ加えていただくことや、担当者の方に町のPRも伝えていただけるようにお伝えをしたところでございます。

本年度も中国地方、それから九州地方、こうした方面を中心に、年内50か所程度の養成校の訪問を計画しておりましたが、折からのコロナの影響もございまして、訪問につきましてはやむなく中止ということにしておるところでございます。実際、こういう状況下でございますので、なかなか都市部にしかそうした学校がないという事情もあるんですが、出向くのは非常に難しいなと思っております。とはいいながら、リモートによる面談、会談であったり、電話、要するに架電によるアプローチ、勧奨もできるわけでございますので、そうしたことをやりながら、今、滞っております、やり切れていない訪問等については行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 実際に、訪問等困難な部分というのは理解をするわけですけども、今一度、作業の中身について手を加えて、やっぱり実際に1人、2人でも、本当に吉賀町に来てもらう、またもう一つは、今、吉賀町にいる中学生とか、そういうところに、これまでも病院のほうに生徒の皆さん行かれたりしているというものもありますが、さらにその取り組みを充実させる、そういう取り組みについても考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。そういう点から、今の中学生のところにまで下りて、関心を持ってもらう取り組みについて、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 中学生のときからというお話でございます。実は、先日、1週間ぐらい前でしょうか、あちらの六日市基幹集落センターのほうで、これもコロナ禍の関係で春先から開催ができませんでした吉賀町の人材育成定着推進協議会を、本当に久しぶりに開催をさせていただいて、町内の企業さん、そしてハローワークもそうですし、それから島根定住財団、それから西部県民センターの職員の方、大勢の方、それから商工会の方もいらっしゃいましたが、開催をさせていただきました。

そのときに、これは医療介護の職場に限らず、全般的な話になりますが、なかなか人材の確保ができないんだと。それから、ある企業のお話でいきますと、せっかく地元の高校生が入っていたけど、数年後には離職をされたと、こういう残念な報告もありました。ということで、今、その協議会のほうで年に1回、吉賀高校を対象に、いわゆる就職懇談会をして、これは全生徒、1年から3年までを対象にしていると思うんですが、ある専門家の方からその場で御提言をいただいたのは、今まさに議員が言われたとおりでございますが、早い段階からそのアプローチをかけないといけませんよということでございました。

高校1年生、2年生、3年生、全学年なんですけど、今どきのこのしっかりしたお子さんですから、もう既に高校1年のときから自分の進路はひょっとしたら確定をしているのかも分かりません。その進路に向けて勉強をする、進学もそうですし、就職もそうなんですけど、そうした取り組みをしておられる。そうすると、やはりそこではまだ、それも当然必要なんですけど、高校も、一つ早い段階、今お話にあった中学生を対象に、そうした懇談会であったり、意見交換をするような場を設定するのはいかがでしょうかというような御提言もいただきました。私はまさにそうだろうと思いました。

今、町内の中学校の生徒さんが職場体験ということで、町内の企業さんのほうへいろいろな体験に出かけておられます。吉賀町の役場にも何人かの生徒さんがいらっしゃいました。ということですから、やはり早い段階から志を持っていただく、吉賀町の医療とか介護を支える人材にな

っていただく、医療介護だけでなくして、吉賀町の企業を支えるような人材になっていただく、そうした高い志を持っていただくためには、中学校という早い段階からのアプローチというのは必要だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは質問を、次の山陰合同銀行六日市支店の出張所への変更と石州会への影響ということでお聞きをいたします。午前中にありましたけども、山陰合同銀行の六日市支店が、津和野支店六日市出張所となるということが10月に発表されております。このこと自体が六日市病院への新たな融資が行えないことにつながるというふうに受け止めております。六日市病院のメインバンクである山陰合同銀行への新たな貸付けがされないというときに、では、どこが出すのか。今年度必要となる借入れ、これら総額で幾らとなる見込みと捉えているのか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、山陰合同銀行六日市支店の出張所への変更と石州会への影響はということで、お答えをさせていただきたいと思います。今後の融資先につきまして、石州会がどう考えておられるかは定かではございませんが、メインバンクであります山陰合同銀行から融資を受ける意向であれば、担当支店が今度は津和野支店に変更となる以外は、従来の手続きや審査基準に変更はないというふうに考えております。

それから今年度必要な資金借入れについて、石州会の報告によりますと、独立行政法人福祉医療機構が実施する新型コロナウイルス感染症により減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対して、無担保、無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資制度がありまして、この制度を活用して、融資額が3億円、償還期間15年の融資を受けたとの報告を受けています。次年度以降、どのような意向かにつきましては、現時点では我々としては承知をしておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 独立行政法人福祉医療機構、通称WAMというふうに言われていると思いますけれども、借入れ3億円ということで、今御答弁がありました。令和2年3月末の長期と短期の借入金で石州会6億7,918万円余ございます。これに15年ということで3億円という借金がまた上乗せになるということで、長期借入金に対する返済の状況を見ますと、令和元年度では7,602万円の返済を行っております。

平成13年に、社会医療法人じゃなくて特別医療法人になったときに、建物の借入れ資金12億円に対する令和2年3月末の残高が4億6,666万円ですから、あと10年かかって返済をされるという数字になるかとは思いますが、その後、最近でも医療機器、またエレベーター、ナースコール等も整備のために新たな借入れも行われております。では、この借入金、先ほど町

長の答弁にもありましたように、町の財政に及ぼす影響の中に、この借入金の取扱いというものが含まれているのか、その点についてお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の財政推計の中で、直近のそうした状況が入っているかどうかというのは、ちょっと私は今の段階では承知しておりませんが、いずれにしても、先般12月3日に病院のほうに提示をさせていただいた病院のほうの9月末のその資料をもって財政推計をした中には、そういう前の情報はすべからく入れさせていただいて、移行をするまで、移行した後、それに伴う、いわゆる今度は吉賀町としての病院の会計、それから一般会計からその病院会計のほうへ、いわゆる操出金を出すということになるわけですから、そうした推計は今、病院様からいただいた、石州会からいただいたデータをもって全てそちらのほうへ流し込んでいく。そうした作業で財政推計をしております。

今、いわゆる借入れをした云々という話でございます。私はそのことは今、どうした形で入っているのか、入っていないか、ちょっと承知をしておりませんので、今、状況のそこら辺が定かでないでございますので、まさにそうしたことを今から石州会のほうと突き合わせしていかなければならないということで、直近の9月の末のところでの状況を全て反映をしたということでございますので、新しいそうした要素についても、当然検討する材料ということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町民にとってもなくてはならない救急医療対応の病院であり、形はどうであれ、継続した業務ができるよう力を注ぐことを求めると同時に、先ほどありましたように、人員の、医療従事者、介護従事者の確保、そこに本当にこれでいいのかというものを常にチェックを入れる、そういう姿勢を崩すことなく、取り組みをしていっていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

それでは、子どもの脳の発達とスマホ等の使用時間の関係はということで、教育長にお聞きをいたします。時間が少なくなってきておりますので、まとめてお聞きをいたします。内閣府が今年4月に公表した令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査の低年齢層の年齢別利用時間を見ると、6割から7割の小学生が平日1日当たり1時間以上、インターネットを利用しているということでありました。

また、小学校の高学年についても、そのような状況はあると思いますが、インターネットの利用時間等について、町としてどのような形で調査されているか、お聞きをすると同時に、実際にインターネットを利用する子どもたちの脳の状況がMRI画像等を通じまして、詳細にデータ化され、分かってきております。

それを見ますと、長時間インターネットを利用したり、スマホ、また、スマホの中で特にL I

NE等を使っている子どもの脳の発達状況を見ると、これは東北大学の加齢医学研究所の川島隆太研究グループが、スマホが児童生徒の脳発達を阻害するということで、第10回の子どもとメディア全国フォーラムで報告された内容に基づいて質問しているわけですが、子どもの何年間にわたる追跡調査をしているんですけども、スマホを使っている人、また使っていない人、それぞれ分けて、なおかつ3年後にどうであったかということ調べた結果、脳の灰白質という部分があるんですけども、これが本来なら成長しているところが、成長をしていないということが明らかにされてきています。

そして、これまでもスマホ等の利用が子どもの脳への影響があるんじゃないか、また学力に対してもマイナスの影響があるということ言われてきているわけですが、教育長として、こういう問題について、どのように捉えておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 吉賀町では、年2回の生活学習に関する意識調査を各校で実施し、その結果を指導に生かしてもらっております。その調査では、インターネットの利用時間に限定したのではなく、テレビ、ビデオ、DVDをどれぐらいの時間見ているか、携帯電話やスマートフォンをどれぐらいの時間使用しているか、テレビゲームをどれぐらいの時間使用しているか、という質問になっております。

先ほど申し上げましたように、インターネットに限定しての調査結果ではありませんが、1日当たり1時間以上、携帯電話やスマートフォンを使用している割合を申し上げますと、令和元年度の調査結果ですが、5年生で18%、6年生で30%、中学1年生で56%、中学2年生で55%です。やはり中学生になると、それぞれ携帯電話やスマートフォンを持っておられる方が増えるのかなというふうに見て取れます。

今、議員が御報告されましたけども、研究結果について報告があったわけですが、インターネットやメディアの利用が体への影響、学習への影響があるということだろうというふうに思います。専門的なことは私もよく分かりませんが、メディアの利用の影響が、睡眠時間が減少したり、生活のリズムが崩れたりするなどして、体や学習へ悪影響を及ぼしているのかなというふうにも思います。議員の報告からいうと、脳に影響を及ぼしているということだろうと思いますけれども、脳以外にもいろんなところで悪影響を及ぼしているのではないかなというふうに認識しております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 脳以外にも悪影響を及ぼしているのではないかなという御答弁がありました。先ほど述べました報告等によりますと、例えばLINE等を使っていると、家で勉強をしながらLINE等を使うと、勉強していることが頭に入らない。このような調査結果も

出ておりますし、先ほど言いましたように、当たり前の脳の発達がされないことによって、今町でも取り組んでいる学力テスト、そのようなテストの成績への影響、脳が発達しないんですから、影響があっても全然不思議ではないと思うんですけども、そういうものに対して、学校であるとかいろんなところで利用の仕方などについて啓発する。全く使っては駄目だというわけではなく、子どもたち自身がこういう使い方をしていたら、自分たちがどうなるのかという、そういうものを子どもたちに示すことによって、自分で考えて、自分で対策をつくる、そういうような取り組みというのが、私は今、吉賀町でも求められているのではないかというふうに考えますが、教育長のお考えをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今、議員がおっしゃられましたように、そういったおっしゃられることはよく分かりますし、実際に児童生徒に対して、こういう影響があるからということで、やっぱり話をしていくということも大切だろうと思います。メディア教育に関しては、各学校ともいろいろとそういう意識は持っておりますし、保護者を含めて研修会等も積極的に実施をされておる実態があります。それで、これまでの予算でもお願いをしてきたわけですけども、一方では、学校でもタブレット端末を利用するような、GIGAスクール構想などが進められていまして、学校もさることながら、家庭でもということで、1人1台端末が導入されて、タブレットなどを利用しなければならないという現状もございます。

このような状況の中で、メディアとうまく付き合うためには、メディアコントロールが必要だろうというふうに思っております。各学校においては、学校保健委員会などでテーマとしてメディアとの付き合い方を取り上げて、研修を行うなど、児童生徒、保護者に啓発している実践が幾つかあります。その一つをちょっと御紹介をいたしますと、今年度、蔵木小学校では、メディアを禁止するのではなく、うまく付き合うメディアコントロールを提案しました。その結果、メディアと接触しなければ何もすることがないということになれば、実践に結びつきません。

そこで、メディアコントロールで生み出された時間を親子で食を見つめ直す時間としました。お弁当の日を設定し、子どもが家庭でお弁当を作ることを親がサポートするなどの実践を行い、PTAを中心にメディアコントロールの意味も込めて取り組んでおります。これは一例なんですけども、各学校で先ほども申し上げましたが、研修会を開催するなどして対応しております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 最初の質問で申しましたような、脳の発達等の部分でありますけども、実際に脳そのものが既に発達していないなり、壊れた状態、そういうものにもなっていくんですけども、では、それをどう修復するのかという点で考えると、読書の習慣のある子の場合に、左脳を中心に大脳の白質の発達がよくなっていると、これも画像で確認をされていますけども、

脳の白質の発達がよくなっていることも分かってきているということですから、少なくとも読書習慣をつけさせると同時に、もう一つは睡眠を6時間以上取る。人間の脳というのはずーっと使えばなしでは負荷がかかり過ぎる。睡眠による休息と、もう一つは、これは私が思うんですが、ぼーとした時間、そういうものも持てるような脳の使い方、そういうことで回復ができるのではないかと思います。

さらには、スマホの使用時間についてですけども、これまでの調査によると、スマホの使用時間が1時間未満なら、直接に悪い影響が出ていないという調査結果でありますから、使用時間を1時間未満に抑えるようにできるなら、一定の時間は身近なところに置かないで生活をするとか、そういうことができるような環境になるような援助というのを、教育委員会の中だけでなく、保護者の方々、幅広い方々と考える場、そういうものも学校では取り組まれておるようですが、全ての学校でというところまで、なかなか濃淡があります。ですから、いろんな町内のどの学校においても、十分な取り組みをしていって、子どもたちの脳を守る、そういう取り組みが必要かと思いますが、時間はありませんけども、教育長、お願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 大変難しい問題だろうというふうに思いますが、先ほども申し上げましたけども、GIGAスクール構想がある中で、しかも家庭でもそういった個人的に持っておられる機械を利用するということは、避けて通れない状況だろうと思います。そんな中で1日1時間となると、かなり厳しい状況だろうというふうにも思います。GIGAスクール構想で1人1台端末を整備します。2月末にはもう機械が入ってまいります。もう新年度から利用しようかというところなんですけども、それが1時間以内で制限されるということになると、かなり厳しい状況があると、今お聞きしながら、片やおっしゃられることはよく分かりますし、そのことがやはり子どもの成長、特に脳の成長に対して、発達に対して影響を及ぼしているんだろうというふうに思います。

この辺はかなり課題だろうというふうに思いますので、今ここでこうしたほうがいいとか、こうすべきだとかいう結論を私の口からなかなか申し上げにくいところなんですけども、今後、やはり教職員の皆さんや保護者の皆さんといろいろそういう面も議論してまいらないといけないのかなというふうに思っていますので、今後の大きな課題として、GIGAスクール構想も含めて取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） スマホ等の利用で、特にLINEの使用、それからゲーム、それからユーチューブ等の映像メディア、やっぱりそういうところとの時間ということを念頭に置いて、難しい課題かとは思いますが、取り組んでいただけることを求めて、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6 番目の通告者、1 1 番、藤升議員の質問は終わりました。

_____・_____・_____

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後 4 時06分散会
